

令和元年6月愛荘町議会定例会会議録

令和元年6月7日（金）午前9時00分開議

議 事 日 程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 2号 平成30年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 3号 平成30年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 4 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第21号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第22号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第23号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9

出席議員（14名）

1番 澤 田 源 宏 君	2番 村 西 作 雄 君
3番 森 野 隆 君	4番 西 澤 桂 一 君
5番 村 田 定 君	6番 伊 谷 正 昭 君
7番 高 橋 正 夫 君	8番 外 川 善 正 君
9番 徳 田 文 治 君	10番 河 村 善 一 君
11番 吉 岡 忍ミ子 君	12番 瀧 すすみ江 君
13番 辰 己 保 君	14番 竹 中 秀 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	会 計 管 理 者	中村治史君
総務担当政策監	上林市治君	教 育 次 長	青木清司君
産業担当政策監	中村喜久夫君	福祉担当政策監	岡部得晴君
まちづくり協働課長	西川 傳和君	経営戦略課長	陌間秀介君
学校教育担当課長	田中幹雄君	教育振興課長	北川 寛君
くらし安全環境課長	羽田順行君	農林商工課長	北川三津夫君
生涯学習課長	本田康仁君	人権政策課長	藤居祐司君
福 祉 課 長	生駒秀嘉君	建設・下水道課長	水谷徹也君
子ども支援課長	森 まゆみ君	健康推進課長	木村美紀君
つくし保育園長	小杉久江君		

事務局職員出席者

議会事務局長	徳 田 郁 子	書 記	宮 川 佳 衣 奈
--------	---------	-----	-----------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。座って失礼します。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（竹中秀夫君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日6月6日の一般質問を続けます。順次発言を許します。

◇ 森野 隆君

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野 隆君。

〔3番 森野 隆君登壇〕

○3番（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。3番、森野 隆でございます。

それでは、令和元年6月定例会一般質問をさせていただきます。本日、質問させていただきますのは、2点ございます。1点目は行政運営の総合的な指針となる計画について、そして、2点目は2024年国民体育大会についてでございます。

それでは、1点目の質問から入らせていただきます。行政運営の総合的な指針となる計画について。行政が策定する計画いわゆる行政計画は、地方自治体が達成すべき目標を定め、かつ、目標を実現するために必要とされる諸手段を総合的に定めるものといわれています。

中でも、総合計画は「愛荘町総合計画策定条例」の第4条に、町の最上位の計画であることが明記されています。このことから、地方自治体のすべての計画の基本となり、まちづくりの最上位に位置づけられるものであります。

我が国の多くの自治体は、まちづくりの基本的な理念や長期的な視点に立ったビジョンを定める基本構想と、その基本構想に基づき具体的な施策を示す基本計画があり、それらに基づき行政運営を行っています。このうち計画の核となる基本構想は、かつては地方自治法により市区町村に対してその策定が義務づけられていましたが、地方分権改

革の取り組みの中で地方自治法の一部が改正され、基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止されています。

そこでまず1点目、なぜ改めて愛荘町総合計画を自らが定義する必要があるのかお聞きし、また、総合計画における基本構想や基本計画をどのような位置づけとされているのでしょうか、ご質問いたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 森野議員ご質問の「総合計画の定義および基本構想・基本計画の位置づけ」について、お答えいたします。

議員のご質問にもございますように、これまでの総合計画は、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されていましたが、平成23年5月にこの規定は廃止されています。このことは、市区町村における基本構想の策定が不要となったということではなく、地方分権改革の進展に伴い、市区町村自らが策定の要否を意思決定することを意味します。

そのためにも、本町におきましては、第1次総合計画が平成29年度をもって目標年次を迎えることを見据え、改めて総合計画を将来におけるまちのあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの指針として策定する必要があるとの判断のもと、平成29年3月に「総合計画策定条例」を制定し、町の最上位の計画と位置づけたものでございます。

次に、基本構想および基本計画の位置づけについてでございますが、基本構想は、目指すまちの姿を方向づけるとともに、まちづくりの基本理念などを示す長期的な視点に立ったまちづくりのビジョンを定めるものとし、基本計画は、基本構想に掲げるまちづくりの基本目標を実現するための施策を具体化するものとしており、第2次愛荘町総合計画では、基本構想および基本計画の2層構造で構成しております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 手探りの状態ではなかなか前に進めないということで、やはりしっかりとしたベクトルがないと、そこには向かってはいけないと思います。

今後ますます地方分権が加速してまいります。言葉を変えれば「地域主権」、我々地方

が主権を持ってしっかりと取り組んでいかななくてはいけない。今まででしたら中央集権によりまして、国からこのようなことをしろ、これをしろ、あれをしろと言って、まるで子供が親の言うことを聞くように、また親が子どもに諭すように行政運営をされいてたと思うのですが、私たち地方自治体もやはり成人になったということで、親から手を離れて、自らがひとり立ちをしていかなないといけないということで、その点においては総合計画というのは非常に必要なものだと考えます。

ただ、総合計画、ここに私手元に待っていますけれども、しっかりした冊子ですけれども、中を見させていただいて、余計なことを言うようだけれども、中がぼおっとしていて光沢のある紙ですので、非常に見にくく、書くのも書きにくい。やはりマット系の艶出し系の中身にしていただいた方がいいと思います。

こういったものをつくるということが目的ではなしに、やはりこれをつくるということを住民の皆さんにより深く浸透していかないといけないということだと思うのですが、その点、もちろんダイジェスト版もつくっておられますけれども、どのようにして住民の皆さんに浸透して、諮っていくつもりでいらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 森野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回、総合計画は愛荘町の実情を踏まえて、自ら将来的な姿をどう描いて、どういうふうに施策を進めていくかということを、しっかりと考えてつくっていくということで、本当に町の最上位計画ということで大切にしなければならないと考えております。

住民へのどういうふうに共有していくのかという点についてのご質問でございましたけれども、まず町の広報紙で基本理念なり目指す姿なり、そういったものを周知して、まずは策定当初はPRをさせていただいております。また、そこで総合計画は多岐の分野にわたりまして様々な施策の基本的な方向性・考え方なりをお示しさせていただいています。また、それぞれの施策を進めるうえで、各担当部署がしっかりとその理念を踏まえながら施策を構築していくということがまず必要かと思えます。

そして、具体的な施策を具体的に推進していく上では、やはり住民の方に、どういった考え方で、どういう方向性でこの施策を進めていくかということも、やはり説明をしていかなければならないと考えておりまして、総合計画をつくったから周知というのではなくて、それぞれの施策を進めていくうえにおいて、基本計画の理念を踏まえながら

しっかりと説明を随時していかなければならないと考えておりまして、そういった形で
の周知もしっかりとしていきたいと考えてございます。

○議長（竹中秀夫君） 3 番、森野君。

○3 番（森野 隆君） 住民の皆さんへの周知徹底というものは、役場の方で各自治区
（字）に張りついた職員さんを選ばれてというようなプロジェクトを組んでおられます
よね。そういった方からでも周知徹底はしていただけたと思いますので、十分そこら辺
のプロジェクトも参考にさせていただいて、せっかくいいものをつくられているのですか
ら、やはり住民さんにわかっていただいてなんぼということだと思しますので、よろし
くお願いいたします。

また、これ「第2次」とついております。もちろん第2次とつくからには第1次、先
ほどのご答弁にもありましたけれども、第1次が終わって第2次が始まったと。第1次
の検証というのは、しっかりされているのでしょうか。例えば、この計画書が家をつく
る図面であれば、その設計図どおりに第1次計画が進んでいたのでしょうか。図面では、
総ヒノキ造り、数寄屋造りのすごい図面の家が建っているけれども、第1次計画終わっ
てみれば、これしか建っていなかったとか、そこら辺の検証はしっかりとやられて第2
次計画に進んでいってられるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 森野議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず今回、第2次ということで名称を付記させていただいておりますのは、本町での
基本理念として「安心、生き生き、笑顔あふれる暮らし、快適便利で元気なまち、心ふ
れあい、学び合い、わかちあう人」を基本理念として、これまで施策を推進してまいり
ました。そのもとに第1次総合計画を策定しておりまして、今申し上げました理念のも
と、第2次総合計画を策定したというベースがございましたので、第2次という形で名
称を付けさせていただいております。

また、この第2次総合計画を策定するにあたって、「これまでの取り組みについて評
価・総括を行ったのか」と、そして「そのうえでこの計画を策定したのか」というとこ
ろでございます。また、冊子でそれぞれ現状分析、そしてこれまでの取り組み、そして
今後の課題ということで整理をさせていただいております。これにあたりましてはそれ
ぞれ担当部署で、所管するこれまで取り組んできた施策についてしっかりと議論してい
ただいて、そのうえで今後取り組むべき方向性をそれぞれの分野で検討いただいて、と

りまとめたというものになってございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） それでは、2つ目の質問に入ります。

2点目は、第2次愛荘町総合計画を平成30年9月に策定されましたが、どのようなプロセスで策定作業を進められたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 2点目のご質問、「第2次愛荘町総合計画をどのようなプロセスで策定したか」について、お答えいたします。

本町では、平成18年の合併以降、「心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまち」をまちの将来像と定め、平成20年度から第1次総合計画の推進を図ってきました。第1次総合計画が平成29年度をもって10年間の計画期間を終了することから、平成30年度の策定に向けまして準備を進めたものでございます。

平成28年度には、第1次総合計画に基づく各施策の評価を実施するとともに、町内にお住まいの方および中学2年生を対象に、「暮らしとまちづくりに対する町民意識調査」を実施し、抽出した課題から今後の取り組むべき各施策の基本的方向を検討しております。

その後、平成29年度には、協働によるまちづくりの実現を目指すべく「総合計画審議会」を設置し、学識および各団体の代表など16名の方々にご参画いただき、計4回の審議会を開催したうえ、平成30年3月の町長選以降は、改めて計画案全体を見直し、計3回の総合計画審議会の開催をもって策定したものでございます。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 計4回審議会を開催し、また、新しい町長になられてからもう一度全体を見直しということで、回数が多ければいいということではないですけども、4回もしくは5回・6回で総合計画というのは、つくり上げられるものでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） ただいまの再質問について、お答えをさせていただきます。

今回、総合計画審議会は計7回の開催で計画をとりまとめていただき、答申をいただいております。ただ、この7回の審議会の答申をいただくまでには、職員のワーキン

グループでそれぞれ担当部署・現場、最前線で働いている者等のチームをつくって、それぞれの課題等について協議なり意見を出して、そして審議会でのいろいろな角度からご意見をいただいておりますので、そういったものについてもワーキングチームで議論しながらまとめていったものもございまして、審議会計7回に、隠れてはおるのですけれども、そういった職員がワーキングチームで議論したというところも加味して、トータルでこういった形で計画をとりまとめることができたと認識しております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） しっかりとした職員の皆さんでワーキングチームを作られて、議論を重ねられたということでしょう。

そして、コンサルに出されていると思うのですけれども、コンサルに係る経費というのはいくらぐらいだったのですか。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） ただいまご質問いただきましたコンサルにかかった費用ということでございます。

今回の第2次愛荘町総合計画の策定にあたりまして、コンサルにお願いしました項目につきましては、まず、町民意識調査を平成28年度にお願いをしております、こちらは280万円という経費がかかってございます。そして、平成29年度は計画策定支援業務ということで、250万円という費用がかかってございますので、合わせまして530万円をコンサル業者に委託しているということになってございます。

なお、他の全国的な市町村におきまして、この策定に業務にあたりましてすべてをコンサルに業務委託するという傾向もございます。愛荘町につきましてはしっかりと、町の実情を踏まえた計画を策定するというので、コンサルには町民意識調査等統計的な手法で、様々な専門的な分野から分析いただく業務、そしてあといろんな先進的な事例なりをどんどん提供していただくという観点から、策定の支援という部分に限定してコンサルにはお願いした経緯がございます。費用的にはだいぶ安くできたのかなと考えてございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 私が次に言おうかなと思うことを、副町長は今言われたのですけれども、往々にしてこういったものをコンサルに丸投げというのが非常に多いとお聞

きします。

また、優秀なクライアントでしたら、しっかりしたコンサルも企画書・提案書を出すのですけれども、そうでないクライアントでしたら、本当にどこかのまちの名前をちょっと変えて、また面積をちょっと変えて、人口もちょっと変えて、あとは全部一緒ではないかというようなものがあるとも、ないとも、いろいろ聞いておりますので、今、副町長がおっしゃっていただきまして、少し安心いたしました。愛荘町も丸投げではないのかなと思ったところ、そこは違うんだということで、そこは愛荘町が優秀なクライアントだなと思ってお聞きしておりました。

今後、何かにつけてコンサルが関わってくることが多いと思いますけれども、丸投げでは全くいい仕事はできません。企業でもなんでもそうだと思うのですけれども、やはりこちらサイドが汗をかき、必死になってコンサルに物申す、またご質問するというようなことで、つくり上げていっていただきたいと思います。

先ほど 530 万円総額でかかったということですが、コンサルとのコンタクトは何回ぐらい、どのような形でされているのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 再質問の「コンサル、担当業務事業者との協議の頻度」ということですが、今資料を持ち合わせておりませんので、具体的な数字は申し上げることはできませんが、総合計画審議会の開催、計 7 回やっておりますので、その前には何度も協議をしていると思いますし、また、職員のワーキングチームの中でも議論を積み重ねていく中で、いろんな情報提供等していただいて、頻繁に調整をしているということになるかと思います。

○議長（竹中秀夫君） 3 番、森野君。

○3 番（森野 隆君） 私も直接コンサルとお話ししたこともございませんのであれなんですけれども、やはりそこはコンサルとの連絡が電話ですとかメールだけでしたら、それは本当に愛荘町の総合計画にプラスにはなっていないのではないかと考えます。やはり何回も、どこのコンサルかわかりませんが、愛荘町に足を運んでいただいて、愛荘町の風を感じていただいて、また温度を感じていただいて、総合計画という大切な指針を出されるわけですから、何度も愛荘町に足を運んでいただいて、また寝泊りもしていただいて、ここの食もしていただいて、総合計画というのは立てていただきたいと思っております。

それでは3点目、質問させていただきます。3点目は、社会情勢や経済状況も急速に変化する中、多様化・複雑化する住民のニーズに対応していくことが求められますが、計画策定にあたり、どのような点に創意工夫をされたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 3点目のご質問、「多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため、計画策定にあたりどのような点に創意工夫したのか」について、お答えをいたします。

昨今の厳しい財政状況の中、いかに経費を削減し策定作業を進められるのかを検討したもので、計画策定にあたっては、コンサル業者にすべてを委託するのではなく、できる部分は職員自らがつくるという点を意識いたしました。

そのようなことから、平成29年4月には「第2次愛荘町総合計画策定指針」を作成し、総合計画策定にあたっての基本姿勢を掲げ、組織内での意思統一を図っております。その基本姿勢と照らし合わせながら、創意工夫した点をご説明させていただきます。

まず1点目ですが、「愛荘町みらい創生戦略との一体化」でございます。人口減少・超高齢社会の到来など、社会経済の全般にわたり深刻な影響を及ぼすことが全国的に懸念されております。そのため、人口減少社会における愛荘町の持続的な発展と豊かな地域づくりを実現すべく、平成27年度に策定いたしました地方版総合戦略『愛荘町みらい創生戦略』に掲げる重点施策を継承することで、まち・ひと・しごと創生の好循環の確立を目指したものとしております。

次に2点目でございます。「町民と行政との共同による計画づくり」ということで、やはり計画策定にあたっては、より多くの方々の意見が活かされることが重要となります。そのため、町民意識調査の結果を踏まえ、子育てや福祉、観光や産業、教育・文化など多岐にわたる現場の声を反映させる必要があることから、各セクションの職員が一堂に参画するプロジェクトチームを設置いたしまして、計画の構成や盛り込むべき施策の内容について、横断的に検討したものでございます。

最後に3点目でございます。「目標が明確で、成果が評価できる計画づくり」ということで、計画のすべてに成果指標を設けることで、達成すべき目標を明確にし、評価が適正にできる内容としております。

地域特性を踏まえ、誰もが住み続けたいと思う魅力あるまちづくりを目指していくためにも、多様化・複雑化するニーズに適切に対応できるよう、経営的視点に立ち、予算・

人事等の資源配分との整合を十分に図るとともに、計画の実効性が担保できるよう、第2次総合計画を着実に推進してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。先ほどのお話にも重複したかと思いますが、すけれども、やはり、しっかりと手づくり感があった今回の第2次総合計画だとお聞きしました。そしてまた、ただつくるだけではなくに、成果指数を設けることによりということで、しっかりとした進捗状況等々もわかるようなことで、しっかりとあとのフォローはできるような総合計画ではないかなと考えております。

そしてまた、先ほど副町長が申されました「まち・ひと・しごと創生の好循環の確立」ということで、まさしく本当に愛荘町版SDGsだと思っておりますので、非常にいい取り組みをされているなと考えております。

それでは、第4点目に行きます。4点目は、第2次愛荘町総合計画の重点戦略プロジェクトに「まちのグランドデザインの構築」を掲げておられますが、総合計画との関連性や位置づけなどどのようになっているのでしょうか。また、どのようなプロセスで策定されているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 4点目のご質問、「グランドデザインとの総合計画との関連性や位置づけ」について、お答えいたします。

第2次総合計画に示すまちづくりを具体的かつ積極的に推進するためには、人やモノが快適に移動できるアクセス道路や公共交通網の整備、さらには適正な土地利用の誘導、観光拠点等の連携など、戦略的・効果的な事業展開が必要となります。そのため、夢と希望に満ちたまちの将来像を実現すべく、次なる時代を見据えた新たな魅力の創造、将来ビジョンを住民の皆さんと共有すべく「見える化」を目的とし、まちのグランドデザインを構築していくものでございます。

まちのグランドデザインの事業概要は、大きく2つの計画で構成しており、1つは「まちづくりグランドデザイン構想の策定」、もう1つは「都市計画マスタープランの策定」となります。

まちづくりグランドデザイン構想については、まちの各種計画と上位下位の関係になく、策定に関して法的拘束力はありませんが、まちづくりや町政の方向性、取り組むべき施策を集約するもので、総合計画や各個別計画と連携し、町民の皆様と町がこれから

進むべきビジョンを共有できるものとなるように努めてまいりたいと考えています。

次に都市計画マスタープランにつきまは、上位計画となる「愛荘町総合計画」や県が定める「湖東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるもので、都市づくりの基本的な考え方、土地利用、道路・公園などの都市基盤施設などの方針を明らかにし、具体的な都市計画を定める際の総合的な指針として定義されています。

本業務における計画策定にあたりましては、その過程において都市計画法に基づく技術的な支援が必要となることから、現在、委託業者の選定を行っているところでございます。

しかし、画一的なものとならないよう、町が主体的に進めるものであるため、総合計画の策定手順と同様、広く町民の声を聞く機会を設けるとともに、町職員等によるワーキンググループを設置いたしまして、独自性が発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 3 番、森野君。

○3 番（森野 隆君） このグランドデザインというのは、非常に大切なものでして、今後、私たちの住む愛荘町がどのような方向に進んでいくのかということを、しっかりと定めていかななくてはならないということです。そこら辺はやはり肝に銘じてしっかりとやっていただきたいと思います。

広く町民の声を聞く機会を設けるとともに、町職員などのワーキンググループを作るということで、本当にまた、先ほども申しましたけれども、どこどこに丸投げすることなく、手作り感のあった、本当に愛荘町の香りがするグランドデザインにしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の国体の質問に移させていただきます。2024 年国民体育大会について。

2024 年には、滋賀県において国民体育大会（国体）が開催されます。当町は、アーチェリー競技の会場となっています。

振り返りますと、我がまちは昭和 56 年（1981 年）の滋賀国体の時に、アーチェリー競技を引き受けておられます。その経験もあり、ノウハウもわかっておられるので、ゆっくりと構えておられるのかもわかりませんが、私自身、準備不足ではないかと心配しております。約 40 年前に開催したからといっても、職員の気構えも住民ニーズも変わってきています。そして何よりも心配しているのが、国体の気運が高まっていないのではないかと危惧しております。彦根市ではすでに準備室を立ち上げておられると聞いて

おりますし、東近江市また彦根市も、国体の開催する競技の種目の幟を立て、気運を高めようと努力されておられます。

国体は 100%補助が出るといえども、その周辺のことなどはまちの負担となるでしょうし、何よりも多くの職員の負担は数知れず、といった具合に至るところで負担過多になるでしょう。このままでは、国体の気運も高まらない、財政負担も出てくる。ましてや住民にアーチェリー競技が浸透しなければ、早い目に県にお返しされればと思ってしまいます。

愛荘町には伝統的に武道が盛んで、とりわけ剣道・柔道なら住民への浸透力もあり、盛り上がっていくことでしょう。当町が 5 年後開催される滋賀国体をどのように盛り上げていかれるのか、お聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 森野議員のご質問のうち「本町で開催する 2024 年国民体育大会のアーチェリー競技をどのように盛り上げていくのか」について、お答えをいたします。

さて、ご質問のとおり、本町では昭和 56 年国体でアーチェリー競技を秦荘スポーツセンターにおいて開催いたしました。当時は町職員を総動員し、また、日赤奉仕団や民泊など町内のボランティアの方々のお力添えを得ながら、成功裏に開催されたと伺っております。

2024 年に「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障がい者スポーツ大会」が滋賀県で開催されることが決定されたことを受け、滋賀県では競技の会場地選定について、「すべての市町において最低 1 競技を開催することを原則とする」旨の方針を出されました。この方針に基づいて、本町では開催に際しノウハウのあるアーチェリー競技での選定申請を行い、このたび、開催場所を愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンドで行うことで内定されたところです。選定を受けたからには、町全体で大会を盛り上げ成功へと導くこと、選手・役員に対して当町の観光と産業をアピールすること等が重要であります。

そこで、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障がい者スポーツ大会のアーチェリー競技を、住民との協働での開催に向けて今後、「(仮称) 国スポ開催準備委員会」を設け、総合的な観点から大会運営のガイドラインの検討と同時に、啓発方法や気運の盛り上げ方等を協議いただく方針です。

多くの住民の皆様は何らかの形で参加していただくことはもちろん、より一層、身近にスポーツを楽しむことできる環境をつくり、健康・体力の保持増進を図り、あわせて障がい者のスポーツに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加のきっかけとなるような大会を考えています。

次に、市町競技施設整備費に対する県補助金の概要についてですが、アーチェリー競技は県内に基準を満たす施設がないため、仮設により整備する特殊競技施設に区分されており、10分の10の補助率となっています。

なお、「国民体育大会」の名称を2023年から「国民スポーツ大会」に改める「改正スポーツ基本法」が制定され、長年親しまれた「国体」から「国スポ」へと名称が変更されます。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 名前も変わるということで、ここでは「国体」といわせていただきますけれども、(仮称)国スポ開催委員会を設けられるということを今おっしゃっていただいたのですけれども、いつから委員会を立ち上げて、どのような動きをこの5年間されるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。再質問いただきまして、今、例えば具体として今年度というようにところを申し上げるステージには、今のところはない状況でございます。

森野議員もいつも気にかけていただいて、彦根の方であつたらもう準備室もあるよということもおっしゃっていただいております。5年先ではありますけれども、準備というのはしっかり進めていく、これは当然でもございまして、県そして国の中央スポーツあたりもしっかりとこちらへ視察も来ていただいて、県でも知事直轄で各市町の代表担当者を密に寄せながら、情報公開をしながら住民に向けて着々と進めていただいているような状況でもございます。特に彦根はハード面の整備も含めて大きなプロジェクトにもなっていっぱいしますので、その点では準備がよりヘビーなものであるなということとは推測をいたしますけれども、やはり機運をしっかりと盛り上げていくいいチャンスでございますので、スポーツに触れていただくということも大変重要であるなと存じております。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 愛荘町にはアーチェリー競技を開催したノウハウはあるとはいえ、40年前のことでして、ここにおられる村西議員が町職員の現職だった時は国体課というようなところでお働きになられたということで、かなり大変な準備等々だったということもお聞きしておりますので、前もって、そして40年前のノウハウが果たして活かされるのかなというのも心配しております。

また、会場面1つにしましても、愛荘町中央スポーツ公園というのですか、アーチェリー会場がテニスコートの奥にありますけれども、今までの委員会でも、国体競技には大きさ・長さ、距離不足で使えないということですが、なぜそんなものを作られたのかな、もったいないなという気もするのですけれども、その辺は、あそこの川久保にあるアーチェリー競技場と実際使われる競技場とのレスポンスというか、どのような使い勝手をされるのか。まだ考えておられないかも知れませんが、もしわかれば。

○議長（竹中秀夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（本田康仁君） 2024年に国スポで当町がアーチェリー競技場ということで、既に中央スポーツ公園にアーチェリー場ということがあったのですけれども、全日本アーチェリー連盟競技規則というものがあまして、その幅が140m以上ということで、長さはテニスコート等を入れるといけるのですけれど、幅が140mとなると、当アーチェリー場では対応できないということで、ノウハウがある秦荘の愛荘町スポーツ公園グラウンドで行うということでありました。

また、今後ということでもありますけれども、現時点で県のアーチェリー競技の大会とか愛知高校のクラブ等が使用されておりますので、その利用はできるというように思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 40年前の国体から今まで経ってしまして、例えば、よその市町と比較するのも何なんですけれども、旧伊吹町といいますか、米原市の伊吹は「ホッケーのまち」ということで非常に盛んで、全日本クラスの方も数多く輩出されています。40年前の国体から今までの間、非常にホッケーというものをまちが盛り上げて成功された例だと思っております。

当町愛荘町も、アーチェリー競技がもうひとつ浸透していない、これはまちがアーチェリー競技をどのように育み、育てようと思っておられるのか。いや、そうじゃないよと、国体だけ開催すればいいんだよと思っておられるのか、そこら辺は町長ですか、ど

のように考えておられますか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 再質問いただきました。特に行政の皆さんと意見統一をしているとか、そういうことでもございませんので、もしかしたら私のとらえ方ということになるかも知れません。

アーチェリー競技はなかなか通常の競技、サッカーであつたりということに比べると、ともすると非常に、案内関与をしないと適切な、スポーツに慣れ親しむということは難しいというところが、協議の側面としてはあると思います。それがなかなか競技人口が増えていかない、なかなか接点を持つ機会が限られるものでございますので、あれをどこどこ広場ですぐに見ることができるかという、そうではないものですから、そのあたりが難しさとしてずっとあつたのであろうなと思っています。

ちょうど体育協会さんでも子どもたちのスポーツ教室をやっていたいておりまして、その機会自体はつくられてはいるのですけれども、ただ、矢を射るまで4時間くらいかかるのかな、弓を引く形を取ってから、そういう点では指導者の方が一気に30人くらいをコーチできるわけではないのですから、そのあたりのジレンマというのは大変であらうなと思つてはおります。

旧秦荘町が活動をされて開催をされたという、そのヘリテージというか文化は、大変ありがたいこととして残っておりますので、森野議員が本当に親しんでいらっしゃる剣道であつたり柔道であつたり、実績を残している部分もございます。また現在はサッカーもなかなか熱心な子どもたちも多いです。野球もいらっしゃいますけれども、それと同等な水準で、今の保護者さんであつたりお子たちがしっかりと触れていただいているかという、そこもハードルが高いなというジレンマの中で、ただ少しでもアーチェリーという、なかなか一般には触れられないものに、当町におられる方は少なくとも触れやすい環境がございますので、その点をアピールしながら、アーチェリーに生涯の中で一度触れて、大変いいスポーツであるよというふうにおっしゃってくださる人口が増えていくということは大事であるなというようなとらえ方をしております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） アーチェリー競技は浸透が難しいということもわかるのですけれども、やはり裾野を広げていかないと、国体を、愛荘町でアーチェリー開催するという意味といたしますか、ないような気がするのです。教育次長にお伺いいたしますけれど

も、小学校・中学校ではたぶんなかなかないと思うのですが、愛知高ではアーチェリー部はあるのか、またやっておられる方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 「愛知高校にアーチェリー部があるのか」ということでございますが、アーチェリーの競技ができる教員、アーチェリーのクラブがございます。この辺ですと八日市南高校にもございますし、その辺の先生方が集まっていたきまして、滋賀県の中での高校総体等を愛荘町のアーチェリー場でやっていただいたというところでございます。

また、来年度に向けましては、国体もございますので、近畿の高校総体の準備を進めているところでございますので、日程等が決まりましたら、またその辺もご紹介させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 何とかそこら辺から、光が見えてきたような気がするのです。それが見えないと、本当に、先ほども申しましたけれども、乱暴な話ですけども、県の方にお返しして、愛荘町はやっぱりアーチェリーは無理でしたというようなこともいいのかなという思いがあったのですけれども、何とか光を見出して、愛知高校にアーチェリー部があって、八日市の方でもやっておられるということ、また高校総体等々でもやっていただいてということで、何か、せつかくというか、皆さん全国から来られるのですから、アーチェリー競技の成功はもとより、そこで今度は町全体が取り組んでいたいて、愛荘町のおいしいものであったり、また観光であったりということもどんどん輪を一重にも二重にも広げていって、それでアーチェリー競技を愛荘町でやってよかったなというように皆さんが思っただけのようなことで、職員の皆さんも非常に負担も大きいと思います。だからみんなで本当に、よく町長がおっしゃる「オール愛荘」で取り組んでいただいて、やってよかったなというような国体になっていければと思っております。そんなことで、最後に教育長にお話ししていただきたいと思います。総括で。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ご質問ありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、国体（国スポ）が来るということは、それだけでいろんなチャンスがあると。確かに負担等もございますけれども、それをチャンスととらえるということが非常に大事ではないかと思っております。

これもご指摘のとおり、その当日の大会の運営だけがうまくいけばいいというものではございません。ビフォー・アフターの部分も含めて大会を引き受けるということでございますので、東京オリンピック・パラリンピックもよく言われますけれども、そのレガシーの部分も含めて、愛荘町としてある意味でいいお土産をもらえるような、そういう形に全町挙げて取り組んでいく。そして、住民の皆さんのご協力あるいはご意見もいろいろいただきながら進めていくことが重要ではないかなと認識しております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。本当に「オール愛荘」、我々議員も一生懸命バックアップさせていただきますので、ひとつ皆さん、国スポ成功するために、準備は早ければ早いほどいいと思いますので、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 外川善正君

○議長（竹中秀夫君） 次に、8番、外川善正君。

〔8番 外川善正君登壇〕

○8番（外川善正君） 8番、外川善正、一般質問を行います。一問一答でお願いします。愛荘町東部防災拠点の取り組みについてです。

愛荘町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、本町防災会議が作成する計画であり、防災上必要となる諸計画について、県および関連機関等の役割を明らかにして、災害対応体制を整備することにより、町の地域ならびに住民の方を災害による人的被害・経済的被害を軽減するための備えを、より充実することを目的として、地域防災計画、水防計画等を行っているところであります。

また、近い将来に起こると予測されている東南海・南海地震や、鈴鹿西縁断層帯は活断層であり、万が一の災害から住民の生命と財産を守るため、学校をはじめとする公共施設の耐震化とともに、河川改修事業や地水対策に取り組んでいるところであります。

このような取り組みを進める中で、平成30年度に発注された新築工事「(仮称) 愛荘町防災倉庫」の設計事業は、概ね200万円で完了されているところでありますが、令和元年度（平成31年度）の事業計画の中には本体工事が明記されていないことから、どのような扱いになっているのかをお尋ねします。

併せて、本体工事が本年度の事業計画から除外されているならば、その理由および防災・減災に取り組む考え方をお尋ねします。以上です。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 外川議員ご質問の「愛荘町東部防災拠点の取り組みについて」、お答えします。

平成30年度におきまして、町内東部地域での防災減災対策を円滑に実施し、被害の軽減を図る拠点施設とし、各種災害対応用備蓄品を保管するため、愛荘町東部防災倉庫新築工事設計業務委託を発注いたしました。設計概要としまして、容易に倉庫から備蓄品を搬出できるよう、設置場所はけんこうプール駐車場の北東隅とし、構造は鉄骨造平屋、延べ面積200㎡としています。

さて、議員の1点目のご質問、「今年度の予算に当防災倉庫の建築費が計上していないことと、その理由」につきましては、東日本大震災の復興や来年開催されます東京オリンピック2020関連施設などの建設需要や、10月からの消費税増税等に伴う建築資材費の高騰、特に鋼材が不足しており高騰していることや、さらに人手不足による人件費の上昇も重なり、発注段階では設計に基づき積算される建設費の2倍程度の割高となることが見込まれたため、今年度の工事を見送ることとしました。

2点目のご質問「防災・減災に取り組む考え方」についてですが、防災倉庫は災害対応用備蓄品を保管する施設であり、災害はいつ何時発生するか予測できないことから、今年度の工事を見送ることとしましたが、できるだけ早期に身近な場所で整備することが重要であると考えております。

また、防災倉庫新築のための財源としております国の緊急防災減災事業債が令和2年度までとなっていることもあり、建築コストの市場の動向を踏まえまして、来年度に当該工事を行うのか、あるいは町単独の財源となりますが、新たに建築するのではなく、既存公共施設を利活用して整備するのか、今年の予算編成時期に判断していくこととしております。

現在、町全体の災害対応用備蓄品は愛知川消防センターで保管しておりますが、万が一に備え、東部地域の防災・減災体制を行える立地にあり、かつ必要な機能や設備に対応できるスペースの確保も行える防災倉庫を、できるだけ早期に整備してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） どうもありがとうございました。今お聞きしました中で、少し
遡るかもわかりませんが、その点も含めてお聞きしますので、よろしくお願いします。

今、設計業務だけ先に発注されたと、この時期はいつ頃であったのがというのがま
ず1つです。

それと、今いろいろな理由を4～5点述べられた。その中で判断して、本体工事を見
送った時期はいつかというのを、まずお聞きします。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 外川議員の再質問にお答えします。

まず、設計業務の立案をした時期はいつかということですが、この計画につきまして
は、平成28年度に当初の計画を立てまして、町内の各公共施設また既存施設等との関
係で、その付近、その場所に防災倉庫が必要かという計画を立案しまして、そちらの計
画をしたということとなっております。

また、本体工事を取りやめたという時期の質問でございますが、昨年の予算計上時期
前に再度協議等を行いまして、市場の動向等を踏まえまして、今発注するには、他の公
共施設等の発注等もその当時見合わせておられたという状況等も踏まえまして、建設費
のコストがかなり、今年度発注するには高騰するということを考えまして、見合わせた
ということとしております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 1点目の私がお聞きした点について、立案した時点ではなしに、
発注した時期、設計業務を、その時期を聞かせてください。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 発注した時期というのは、昨年度には発注して
おります。その月ですか。

月は、概ね6月ぐらいだったと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） ということは、30年6月ということでもいいのですか。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 発注時期ですが、正確な日にちまでは今手元
にはございませんが、昨年度の6月ぐらいに発注したというふうには考えております。以
上です。

○議長（竹中秀夫君） 8 番、外川君。

○8 番（外川善正君） 建設するものは、1 年ぐらい前のことは覚えているはずだと私は思うのです。みんなここで答弁される時、昨年ぐらいの話はすんなり出てきて当然。「ぐらいです」というのではなくて、その点はしっかりしてください。

それで、28 年に立案したというのは、新町まちづくり計画の中で愛荘町の東西南北、その中で防災施設として必要なものはどれかというような話があった中でされた部分が、東部と西部でしょう。違うのですか。そうですね。

28 年に立案して、これは防災計画の 1 つですね。だったら、愛荘町の防災会議の中で話は出ているのですか。

○議長（竹中秀夫君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（羽田順行君） 昨年度の 3 月に愛荘町防災会議を開催しております。その中で東部地域の防災倉庫の発注を見送ったという話はさせていただいておりますが、将来的な形で整備を行っていくということはお示しもさせていただいております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 8 番、外川君。

○8 番（外川善正君） その判断は暮らし安全環境課長、あなたが判断して、見合わせたのを黙っていたのですか。

○議長（竹中秀夫君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（羽田順行君） 外川議員の再質問にお答えします。

私の判断というよりは、市場の動向等注視しながら、今発注するには建設コストがかかるということを踏まえるのと、先ほどの答弁にもありますように、人手不足も考えられるという様々な問題点を加味して、今年度の発注を見送ったということを提案させていただきました。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 8 番、外川君。

○8 番（外川善正君） その発言をされたのは、防災会議の中ですか。どこで発言されたのか。

なぜ私がこれを聞くかというと、愛荘町地域防災計画、これはライフラインを含めたすべての団体が集まって、愛荘町の防災すなわち人命とか財産、そういうものを災害から守るためにつくったものでありますね。それはご存じですね。

その中でそれをきちんと説明して、もし変更があれば速やかにその防災会議の中で周

知しなさいよというふうになっているのですよ。それはご存じですか。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　外川議員の再質問にお答えします。

防災会議の中で諮る点につきましては、町の防災に係る重要な施策、また法律の改正等がありましたら、その場で防災会議の委員さんに諮らせていただいて、審議を経まして、順次防災計画に反映させていただいております。今の話につきましても、重要な施策・案件等は常に防災会議で諮らせていただいておりますので、その点はお諮りはさせていただいております。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　　8番、外川君。

○8番（外川善正君）　　一番冒頭であなたが発言したのは、本体工事を見合わせたのと言えてないという発言をされましたね。そして今、逐次発言していると、説明しているという答えが出たから、私は聞いているのです。どっちなんですか、いったい。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　外川議員の再質問にお答えします。

当初、防災倉庫を見合わせたという部分に関しまして、防災会議で発言したかという部分につきましては、冒頭お話しさせていただきましたとおり、防災倉庫の見送りについてはお話はしておりません。ただし、将来的な整備という形で、東部地域・西部地域で拠点となる施設の必要性の部分に関しましてはお伝えしておりますので、その点についての防災会議に諮らせていただいたということに関しましては、ご説明は申し上げていないということこで、ご理解いただきますようよろしくお願いします。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　　8番、外川君。

○8番（外川善正君）　　まあまあわかりました、それ以上は追及はしません。

そして、見送った理由の主たる要因というのは、6つぐらいあったのですね。すべてがすべてそういう要因であったかもわかりませんが、本当に大きかった要因というのは、どの部分ですか。

東日本震災復興、東京オリンピック建設事業、そして鋼材等の高騰、人手不足による人件費、本当にどれがネックで工事を中止したのか、そこを教えてください。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　外川議員の再質問にお答えします。

先ほど申し上げました、いくつか建築の発注を見合わせました理由等はお話しさせて

いただきました。4点等の理由がございますが、この理由等がすべて関連した理由等になっておりまして、鋼材の高騰等に伴いまして、建設費の高騰であったり、また東京オリンピック等の関連施設等で人手が不足しているというのもお聞きしていますし、先般、当初発注した委託業者ともお話をさせていただきましたが、やはり他の自治体でも現在発注をされていて、なかなか容易に工事等が実施されていないという状況もお聞きしておりますので、理由としましてはやはり、いろいろな要素によって建設時期が今年度よりはそれ以外の時期で発注した方が、町にとっても有利ではないかということを考えまして、今年度は見送ったということとしております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） ありがとうございます。今お聞きした要因をずっと考えてみますと、ほかにもっと大切なものがあるのではないかと感じます。それはちょっと後で話しますけれど、発注は30年6月にやっておられる、設計業務。そして予算計上は10月くらいですね。その時期に、もう見送ろうという判断をされた。それは今言われた人手不足とか鋼材の高騰があります。

そうした時に、一番最初に愛荘町の東西南北を見つめられた時というお話をさせてもらった時に、防災拠点としてもう1つ、西部の方に契約してありましたね。これの設計の発注業務は30年3月です。東部の防災倉庫を設計業務を発注して、本体工事を発注しようとした時には、2倍の経費が掛かると。概ね1億円かかる。設計費は200万円だから。だから、あなたの説明では見送ったと。同じように工事をしていて、西部の方はそういうことはなかったのかなと、ふと思ったのです、高騰は。同じ町内で同じ時期の中で工事を進めていく中で、片や鋼材の高騰はしていく、片や当初計画はそのまま走っているという、そういうアンバランス的なことが起こっているというふうに理解するわけです。それはわかりますか。

西部の方は置いておいて、今東部の話をしていますから、本来、防災・減災という考え方、2点目お聞きしましたね。その中で私は、人命とか町民さんの財産を守る、保護する。私は、防災というのはそれが一番最優先ではないかと思う。個々人のとらまえ方によって判断するものではなしに、防災・減災という全体的な社会の中の出来事で、何が一番大切かと言ったらその部分ではないかと思う。

先ほど言われた中で、「災害はいつ発生するか予測できないことから、今年度の工事を見送る」、これは逆の話と違うのか。だったら、東日本も東南海も、いつ起こるかわから

ない部分は、来年に送ろうか、工事は、ということと同じことを言っているのと違うか。いつ発生するかわからないために、人命を守るため、財産を守るために、防災会議を開いて、皆さんと地域を守るためにやるのと違いますか。私はそういう考えを持っています。あなたはどのような考えを持っていますか、お聞きします。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 外川議員の再質問にお答えします。

防災・減災の取り組む考え方についてのご質問かと思いますが、当然、私も防災・減災に取り組むのは町の最重要課題だというふうに考えております。その中で、災害を防ぐことはできませんが、その被害の軽減、またいかに日頃から防災・減災に取り組む意識を確立するかが非常に重要な部分だと考えております。

議員ご指摘のとおり、いつ起こるかわからないという部分に関して、今年度工事を見送るという部分は辻褄が合っていないというご指摘がございました。その部分につきましては、文言を読み取るとそのとおりかも知れませんが、そうした部分も含めまして、日頃から、今ほど言いました各自治会での訓練や町の防災訓練、また防災会議や災害対応に従事して、被害の軽減に努めているという部分で、ある一定災害に対する対応はさせていただいているかと考えております。

また、防災倉庫がより東部地域の場所で身近なところにあるということに関して、それにこしたことはないと思っておりますが、答弁でもお答えしましたように、既存施設の活用であったり、また、そこに倉庫を建てるという部分に関しましても、来年度予算時期までには方向性をしっかりと出して、どうするかということを決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今の発言を聞きまして、本当に理解しておられるのかなと。

見送るのは結果的に誰が決められたのですか。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 外川議員の再質問にお答えします。

この見送るという部分に関しましては、いろいろな今年度に発注するという課題を踏まえまして、内部の中で十分検討を図った後に決めさせていただいたということで、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今の答弁は、私の求めている答弁なんです。なぜかという、例えばあなたが判断してこれをやったとしたら、もし今災害が起こったら、すべてあなたに責任がかかりますよ。違いますか。

そういうふうにならないように、やっぱりトップが判断して、そして、これは本当にこの時期にすべきかどうかというのは、やはりアドバイスなり指導するなりしないと、あかんのと違いますか。見送るにしても、最後に「予算編成時期に判断します」と、なぜ予算編成時期にしか、その判断ができないのか。そこまでかかるのか。私は先ほど言いましたよ、災害というのはいつ来るかわからない、だからそれに対応するためにやっていると、それができなくて、今こういう話を私がして、なおかつ1年ほど先の令和2年の予算時期に判断するのは、遅いのと違いますか。いろんな事業がありますけど、この部分は即決しないといけない、この部分は3年ぐらい延ばしておいてもいいというような判断をしながら進めていかないといかんのと違うかなと思います。どう思われますか。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 外川議員の再質問にお答えします。

議員ご指摘の優先順位をしっかりと決めて、必要なものは早急な対応、また猶予があるものは順次そういった間で十分検討して対応したらどうかというご意見かと思いますが、「予算編成時期までに判断していく」という部分に関しましては、その時期がなぜという部分もおっしゃっているかと思いますが、先ほども少し申し上げましたように、既存施設であったり、また来年度そうした施設をつくるのにあたりまして、国の事業債等利用できるという部分も検討しておりますので、そういったことも含めまして十分検討して、その時期には最終判断をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） これで最後にしておきますけど、なかなか私が考えていることを的確にとらまえていただけない。そういうふうな感じがします。

なぜ、防災というのををしていかないといけないのか。先ほども言いましたように、個々人の命とか、そういうものをお金と天秤にかけた時に、本当にどうするか、そういうところほどこちんちと考えて、この事業を進めていただきたい。答弁は要りません。終わります。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。再開を45分からといたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉岡ゑみ子君

○議長（竹中秀夫君） 11番、吉岡ゑみ子君。

〔11番 吉岡ゑみ子君登壇〕

○11番（吉岡ゑみ子君） 11番、吉岡ゑみ子でございます。4点の一般質問をさせていただきます。一括方式で行いますので、よろしくお願いします。

まずはじめに、認知症対策についてお伺いします。

滋賀県が公表している平成31年1月1日現在の高齢化の現状によると、愛荘町は県内自治体のうち高齢化率が5番目に低い、つまり若い人が多いということがわかります。しかし、これは新興住宅地へ他市町から若い人たちが転入していることによる人口増によるもので、旧来からの集落単位では相当高齢化が進んでいるものと認識しています。

言うまでもなく、老いることは誰もが避けて通れないことで、健康なまま老いることが誰しも望むところです。しかしながら、加齢に伴う疾病とりわけ、いわゆる認知症については、発症した場合、現代医学において画期的で効果的な治療法はなく、一般的には、その症状の進行を遅らせるような治療がされているものと伺っているところです。

愛荘町の認知症予防対策として、担当いただいている福祉課や地域包括支援センターを中心に他の関係機関とも連携いただきながら、様々な事業や施策を進めていただいておりますが、その具体的な施策と成果について、改めてお伺いいたします。

次に、高齢ドライバーによる交通事故防止対策と公共交通対策について、お伺いいたします。

70歳以上の高齢ドライバーについては、加齢に伴う心身の健康状態なども考慮されて、運転免許証の更新がだんだんと厳しくなっています。さらに、75歳からは認知機能検査等をパスしなければ更新ができないこととなっています。

近年、高齢ドライバーによる交通事故が頻発しており、一定の年齢になれば運転免許証を返納すべきとの問題が取り沙汰されています。しかしながら、公共交通が発達して

いる都市部とは異なり、ＪＲ沿線・近江鉄道沿線から距離がある地域で暮らしておられる高齢者にすれば、自動車が運転できなくなるということは、自由に買い物にも、役所への手続きにも、また、それこそ病院にも入れないことになります。

愛荘町にお住まいの方が免許証を返納される場合には、現在、彦根愛犬管内で運行されている「愛のりタクシー」の乗車券が一定額分交付されると聞いていますし、一定の基準のもとでタクシー券を受給いただける事業もあることは承知しておりますが、近隣市町では、低額で予約の必要もなく公共施設や買い物エリアへ行ける巡回バスが走っています。

この関係の質問は、本町議会の一般質問でも何回となくあがっていますが、やはり愛のりタクシーでは、事前予約など高齢者にとって少なからず不便だと感じる面や、近隣のそうした巡回バスに比べて料金が割高ではないかと思える点から、利用しにくく、利用者が増えにくいのではないかと考えています。

高齢ドライバーによる交通事故防止の観点からも、死亡事故が起こってからでは遅い問題であり、真剣に考える時期ではないかと考えますが、高齢ドライバーによる交通事故防止対策の取り組みと、公共交通対策の方向性についての見解をお伺いいたします。

次に、交差点等における交通安全対策について、お伺いします。

新たに「令和」となって間もない本年５月８日、本県の琵琶湖畔において、近所の保育園児と保育士が散歩中に交通事故に巻き込まれ、幼い命が奪われました。本当に痛ましく、涙が自然とあふれてきたと同時に、自分自身も日頃の運転になお一層気を引き締めなければという思いを強くいたしました。また、今回の事故で相互交通の道路において、対面する自動車においてもその動きに十分注意して、当然のことですが、交差進入時には減速することの重要性を改めて痛感したところであります。

滋賀県では、交通事故による死亡事故は、県警の資料等によると年々微減してきていると承知していますが、今回のように何の落ち度もないのに交差点や横断歩道で信号待ちをしている人たちが巻き込まれるような事故は、二度とあってはなりません。

さて、愛荘町内には滋賀県内を南北に横断する国道８号が走っており、ご存じのとおり、その交通量は相当なものがあります。また、鈴鹿山系沿いには、比較的道路幅が狭く、しかも高低差も多い国道３０７号があり、名神高速道路のインターチェンジを利用する大型貨物トラックなどが往来し、非常に危険な状況だと感じています。

国道は国が、県道は県がという管理上のすみ分けはありますが、本町内における交差

点や横断歩道における安全対策について、今後の整備計画の見解をお伺いいたします。

最後に、4点目でございます。防災対策についてお伺いいたします。

近年、豪雪や台風の被害が著しく、これらも地球温暖化が原因ではないかと伺っております。今年の2月・3月は暖冬で降雪量も少なく、生活上はよかったのですが、一方で農業への水不足も懸念されています。また、雪が少なかった分、今年も今までにないような大きな台風が発生し、一晩の降水量が過去最大を更新するのではないかと、そして、豪雨や暴風によって土砂災害や家屋倒壊、また、農作物等に甚大な被害が出るのではないかと心配は絶えません。

私が感じておりますのは、台風が本町を通過するのは、毎回とっていいほど日没から夜中や朝にかけてであり、避難誘導や被害状況の確認等で町職員の皆さんには夜を徹して対策に当たっていただいております。大変ご苦労いただいております。もちろん、今後についても台風をはじめとする天災があった場合には、職員皆さん方のご尽力をお願いしなければなりません。その出動体制、招集体制、指揮命令系統、各課の役割分担について、どのように対応されているか、お伺いします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 吉岡議員のご質問の「認知症対策」について、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、認知症に対して決定的な予防方法は見つかっていませんけれども、一般的には生活習慣病等を予防するための運動、他人との交流などが効果的であるといわれており、早期発見・早期治療も重要なポイントとなっております。

当町では、平成25年度より認知症予防対策として、高齢者を対象とした認知症予防教室（脳の健康教室「悠々教室」）を実施しています。当初3年間は3地域総合センターを年ごとに開催場所とし、町内全域の高齢者を対象に募集を行い、127名の参加がございました。

その事業の点検・評価において、①会場までの交通手段の問題点、②事業終了後のつながりの継続、③各集落での連携、等の課題への対策として、平成28年度より集落に出向いての自治会単位での開催に切り替えを行いました。昨年までで7自治会・187名の参加があり、今年度も2自治会での開催が既に決定しております。

この教室の内容としましては、管理栄養士による食事のお話や、理学療法士・作業療

法士によるストレッチやレクリエーションなどによる認知症予防に特化して実施しています。なお、初回と最終回の教室において、簡易の認知機能テストを行っており、参加者で認知機能が低下した人はごくわずかであり、定期的な交流による刺激が認知機能を保つうえで効果的であるため、教室の終了後も集落で集まる機会づくりや居場所づくりに取り組んでいるところです。

また、愛知・犬上4町と豊郷病院とが連携し、認知症初期集中支援チームを平成28年度より設置し、認知症と診断された方の自宅を看護師や精神保健福祉士などが訪問し、初期段階における集中的な支援を行っています。当町における平成30年度の実績は、訪問実人数7人、訪問延べ件数33件となっております。

さらに、豊郷病院にある認知症外来（オアシス）との連携を図ることで、認知症の早期発見・早期治療を行うとともに、在宅生活におけるスムーズな福祉サービスの提供につながっているところです。

町では、予防対策とともに、介護者への支援、認知症サポーターの拡大、認知症キャラバンメイトによる理解促進事業なども積極的に事業推進しておりまして、認知症のある方が地域において、笑顔で安心して生活できるよう支援していきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（石田正則君） 吉岡議員2点目のご質問の「高齢ドライバーによる交通事故防止対策と公共交通対策」について、お答えさせていただきます。

全国ニュースで大きく取り上げられているように、高齢者自身が加害者となる痛ましい死亡事故が頻発しております。全国的にモータリゼーションの進展や人口減少等に伴い、公共交通機関の利用者が減少し、電車やバス・タクシーなどの公共交通機関が撤退してしまうケースがあり、こうした地域ではマイカーがほぼ唯一の移動手段となり、運転免許を返納できずにいる高齢ドライバーも多くおられます。

議員ご指摘のとおり、死亡事故の発生がないように、高齢者の交通事故防止対策と公共交通対策は、一体的かつ積極的に取り組んでいかなければならないものと認識しております。

本町では、街頭啓発や交通安全啓発パトロール、全国交通安全運動などを推進することにより、日頃から町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、東近江警察署と連携・協力を図りながら、依頼に応じて保育園や幼稚園だけでなく、自治会や老人会など高齢

者も対象とする交通安全教室を実施しております。

また、より多くの方に公共交通機関をご利用いただけるように、愛のりタクシーの利用促進を目的として、今年度より運賃の値下げ、定期券の発行、複数人数での割引などを行い、高齢者をはじめとする交通弱者の通院・買い物などの移動手段として利用しやすいよう、一部運用の見直しを図ったところです。また、愛のりタクシーの使い方がわからないといった声もあり、昨年度から自治会や老人会での出前講座を開催しており、引き続き啓発にも取り組んでまいります。

さらに、自治会が主体となりますが、「地域のまるごと活性化事業」を活用し、高齢者の買い物などの移動手段の確保等、地域支え合い型の移動サービスに取り組まれるよう、町行政も一緒に考え、促進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） 吉岡議員ご質問のうち、本町内の交差点や横断歩道における今後の整備計画について、お答え申し上げます。

5月8日、大津市内の信号交差点において、車両同士の衝突事故によって保育園児が巻き込まれ、尊い命が奪われる痛ましい事故が発生をいたしました。議員ご指摘のとおり、今後はドライバー側も交差点における安全確認はもちろん、対向車にも十分注意を払い、ゆとりを持った運転をするよう心がける必要があると考えております。

町内における交差点や横断歩道の安全対策につきましては、建設・下水道課において5月9日に通学路のパトロールを実施し、5月17日から21日にかけて、幼稚園・保育園の散歩コースの聞き取りを行ったところでございます。

明日を担う子どもたちの安全・安心を最優先と考え、通学路等安全対策本部を設置いたしまして、全庁挙げて速やかに通学路や散歩コースの安全対策を講じてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 吉岡議員ご質問の4点目、「防災対策について」をお答えします。

昨年は当町でも多くの災害による被害が発生し、避難情報の発令1回、自主避難所の開設も4回行ったところであります。7月5日の西日本豪雨災害では、町内においても愛知川の増水で避難準備・高齢者等避難開始情報を発令しました。さらに9月4日の台風21号では、町内各地で暴風により住家や倉庫等建物および農作物の被害、長時間の

停電も発生しました。この時は、災害廃棄物の処分や被災証明書の発行を行い、速やかな被災者支援に努めたところであります。

本年におきましても、冬場、降雪量も例年より少なく、5月には30℃を超える蒸し暑い日が続きましたように、今後も異常気象で、台風の大型化や梅雨時期の降雨の長期化が懸念されるところでございます。

さて、ご質問の「職員の災害における出動体制や招集体制」につきましては、「愛荘町職員災害初動マニュアル」に基づき、各注意報や警報、震度による基準を設けまして、まず、大雨・洪水注意報、町域に震度3以上の地震が発生した時は、警戒待機体制とします。また、暴風・大雨・洪水警報のいずれかが発表、震度4の地震が発生した時は、警戒本部を設置し、町内パトロール等を行う第1配備体制としております。さらに、災害の発生が確実に予想される時や、震度5弱以上の地震が発生した時は、災害対策本部へ移行し、被害状況の把握を行う第2配備体制等、災害対応にあたっていくこととしております。

なお、気象庁が5月29日公表され、豪雨で土砂災害や洪水の危険が予測される際、住民に適切な避難行動を5段階で示す「大雨・洪水警戒レベル」の運営を始められることに伴い、今後、本町でも各避難情報をどのレベルか付記し、住民の皆さんがどう行動すればよいのか、わかりやすく発令するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時の指揮命令系統については、事務局から町長・副町長へ事態の報告と指示を仰ぎ、その後、本部員、各配備職員を順次招集しまして災害体制の構築を図ります。

職員の招集は、メール配信による招集や、日頃から震度による自主参集を徹底するとともに、各課での連絡網や本部ライングループによる情報共有を行うなど、速やかな参集を行っております。

また、職員を追加招集する場合も、招集前から避難場所の開設や避難者数、対応状況をメール配信で情報共有しており、いつでも参集できるようにしております。

最後に、各課の役割分担については、地域防災計画に基づき課をベースとした班を構成しまして、避難所広報や開設、町内パトロール、河川の増水場所での土嚢積みや、道路障害物の除去等の役割をあらかじめ決め、災害対応に従事いただいているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 11番、吉岡君。

○11番（吉岡あみ子君） 吉岡でございます。再質問させていただきます。

認知症対策についてでございますが、認知症は年をとれば誰にでも起こり得る症状であります。統計では、2025年には700万人と、5人に1人が認知症と推定されております。高齢者全体の増加率を上回るスピードで増えることが見込まれておりますが、患者だけではなく家族の負担、また社会的費用も大きい問題として、どう向き合っていくのか、今後大変重要だと考えております。その中でいろいろご苦労願っておりますが、よくわかりますが、その実践について住民にどのように周知されておられるのか、その成果をお伺いいたします。

次に、2番、高齢者ドライバーによる交通事故防止についてでございますが、ここ連日に様に報道されている交通事故のほとんどが高齢者ドライバーでございます。警視庁発表の平成30年度運転免許統計によりますと、70歳以上の免許保有者は全国で約13.7%に当たる1,130万人となっております。ドライバー卒業、つまりそれは運転免許証の返納でございますが、それを意識する高齢者が増えている一方、様々な理由や思いから、まだまだ運転し続けたいとする高齢者も依然として多いと感じております。

このような状況の中で、愛のりタクシーはあるものの、町内を自由に行き来する巡回バスの運用に取り組んでいただくことで、高齢者が気軽に利用でき、また運転免許返納に対する意識が高まることだと私は考えます。高齢ドライバーの交通事故防止につながるのではないのでしょうかとも思います。今一度、今後の取り組み・方針について、町長にお尋ねいたします。先ほどは巡回バスについてのことは触れておられなかったので、そのところを町長にお尋ねいたします。

3点目でございますが、町内交差点等における交通安全対策についてでございます。今ほどご答弁にもありましたように、5月8日に起きた痛ましい事故の翌日に、通学路のパトロールを実施され、また幼稚園・保育園の散歩コースも聞き取りをいただいたという答弁をいただきました。速やかな対応をいただき、私は頭の下がる思いがしました。

このような事故が二度と起こらないように、子どもたちの安全確保に向けた今後の対応に期待を申し上げます。以上、そのような対処をなさっておりますので、答弁は結構でございます。

4点目でございます。防災対策についてでございますが、大きな台風によって災害が起こった場合、例えば高齢者世帯、避難に対して援助が要る世帯に対する取り組み方針はどうなっているのか。また仮に夜間において避難指導が発令された場合、どのように周知され、安全な避難体制を取られるのか。またもう1点は、1級河川の管理において

は滋賀県であるが、被害において県防災部局との連携、つまりつながりをどのようにされているのか、再度質問いたしまして終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 吉岡議員の再質問のうち、「家族、または周知についてどのようにされているのか」というご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、家族支援ですけれども、介護全般におけるのですけれども、家族介護の集まり「ひまわりの会」というものがございますけれども、以前に何回かお集まりいただいて、介護についての理解などをされている中で、町もその中に入らせていただいて一緒に協議をさせていただいているところです。

それと、認知症についてはキャラバンメイト、これは啓発ですけれども、いろんな団体、民生委員協議会、地域の学校などに出向かせていただいて、認知症理解ということでメイトさんが周知の活動をしていただいているところです。キャラバンメイトを受講していただいた方については、認知症サポーターということになりますので、サポーターさんが今現在、18年度から実施させていただいております、延べ8,583名の方が今現在受講していただいているのですけれども、こういった方がまた地域で認知症の理解についていろいろとご活躍をいただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 吉岡議員の再質問、巡回バスに関しましてでございます。

町内巡回バスにつきましては、愛のりタクシーの導入にあたって、平成21年2月設置の「愛荘町地域公共サービス検討委員会」で、巡回バスと乗り合いタクシーなど、どのような地域交通サービスを導入すべきかを議論いただいた経過がございます。

それによりますと、住民の利用希望が町内だけでなく、稲枝駅・豊郷病院・湖東記念病院など、町外の施設に行く利用希望が多く、町内巡回バスではその要望に応えられないこと、また、バスの購入や運転手の人件費など多額の費用が必要となることが示され、日常生活で移動する手段がなく困っておられる住民の方の生活支援交通サービスとして、きめ細やかな路線を少ない経費で運行する乗り合いタクシーの導入が必要とされ、現行の愛のりタクシーへの導入になったものでございます。

愛のりタクシーに関しては、家の近くまで融通してもらえない、1時間に1本では希

望時間に合わない、停留所を増設してもらいたい、料金が割高であるなどの要望を伺ってきており、今年度から運賃の値下げ、複数人数での割引、定期券の販売など、より利用しやすいように見直しをしていただいたところです。

今後、住民の方のニーズを把握しながら、持続可能な地域交通サービスとして、できる限り運用の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。町内の巡回バスを導入することは、考えてはおらない状況でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（羽田順行君） 吉岡議員の再質問にお答えします。

まず、災害時に高齢者に対する避難の啓発であったり、そうした方への取り組み、また避難指導という部分に関して、お答えします。昨今の気象につきましては、本当に予期せぬ事案が多々発生しているところでございますので、そうしたことを鑑みまして、できるだけ最新の気象情報をもとに早期の避難所の開設を行いまして、日中、まだ日が明るいうちにできるだけ、そうした方々に対しては防災無線や広報活動等を行いまして、避難所への早期避難を呼びかけているという形で対応をしております。

また、担当課とも連携をしまして、そのほか関係機関等とも十分情報共有を行いながら、高齢者・避難行動要支援者等に対する見守りであったり、助けであったり、そういった部分をしっかりと今後も対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、1級河川に対する県との連携についてという部分でございますが、1級河川、町内にいくつかありますが、特に愛知川につきましては、事前に出水期前に県の方でパトロール等を実施されまして、破堤や決壊の恐れ、また浸食のあるところ等を事前にパトロールをされまして、必要があれば町も立会を行いまして、そうしたところの対応・対策を事前にとっていただいているところでございます。

また、県からは町の災害対策本部を設置した時には、情報連絡員を派遣いただきまして、町の今の現状等を逐次、県へ伝えるという形で情報連絡員を配置されまして、県との情報共有なり連携を図っているところでございますし、また、県の防災情報システムにも随時、避難所の開設や避難者数、被害の状況等を入力しまして、こちらの防災情報システムにつきましては、県下すべての避難所の開設、避難者数、被害状況も共有できますので、そうしたところで各市町の対応、当町の状況を逐次、県や県内の市町に共有することで、災害に対する備えを行っているところでありますので、これからもそうい

ったものをしっかりと活用しまして、災害対応の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

◇ 辰己 保君

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。

私は、本町の「人権尊重のまちづくり」を進めるには、同和行政を終結することと考えています。この立場から、私は本町が実施された「人権問題に関する町民意識調査」を参考に、現状の同和行政をみんなで考えていただける機会になればと、質問を行います。

「町民意識調査」から、町民の意識をとらえることではないでしょうか。「人権が尊重される」ということはどういうことだと思いますか」との質問では、「差別されない、平等である」71%で、最も多くの回答でした。次いで、「個人としては尊重される」57%、「権力から干渉されず、自由に生活できる」が34%と続いています。

次いで、「愛荘町は人権が尊重される社会になっていると思いますか」では、「思う」では52%、「思わない」は17%です。いずれも平成23年度調査から低くなっている一方、「わからない」は平成23年度調査より11ポイント増えています。

次いで、「人権が尊重されるまちづくりを進めていくために、特に大切なことは何ですか」の設問は複数回答ですが、記述されているとおり「部落差別の解消」は5.5ポイント下がり、「障がい者問題への取り組み」が5.6ポイント上がっています。

「愛荘町における差別や人権侵害は、概ね5年前に比べてどのようになっていると思いますか」では、「増えている」が平成23年度調査2.8%で、平成27年度調査では1.5ポイント減っています。特に結婚については、「子どもの意志を尊重する」が75%です。

何よりも、「愛荘町で重点的に取り組まなければならない人権問題」では、「子どもの人権」「高齢者の人権」「障がい者の人権」の順で、「同和問題」は7番目であります。ようするに、同和問題を特別扱いするのではなく、町民意識調査からも、人権問題の1つとして考えるのが到達といえると思います。

こうした視点で見ると、事務事業および補助金や公共施設のあり方、そして地域総合センターで取り組んでいる事業のあり方などを研究する必要があるのではないかと考

え、この立場から以下の項目について一問一答で質問します。

1 項目めについて、コミュニティづくり推進事業補助金は、地域の花植えなどの「むらづくり」として出発した補助金だと記憶しています。使途の変化はありますが、同和地区として特別扱いした行政事務により、補助金の目的が曖昧になっています。補助金の使途と拠出根拠について答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員のご質問 1 点目、「コミュニティづくり推進事業補助金の使途と拠出根拠」について、お答えをいたします。

愛荘町コミュニティづくり推進事業補助金は、区民の組織する団体が、同和問題の早期解決をはじめ、地域住民が連帯意識の中で個性と魅力にあふれる地域づくりを推進するなど、自主的にまちづくりを進める事業に予算の範囲内で補助金を交付しているものであります。

長塚地域におきましては、「ぶどうのなる村づくり事業」の実施の中で、近隣を含めた地域住民の交流と憩いの場としての活動を展開しておられます。収穫期には「ぶどう祭り」を開催し、ブドウを通じて多くの方々と交流を図り、むらづくりを進められているところであります。

川久保地域におきましては、「川久保ふれあいイルミネーション」に取り組まれ、町内外からも見に来られ、大変好評であると伺っております。

山川原地域におきましては、花いっぱい事業を桜景観事業に取り組まれ、サクラのライトアップによる「桜まつり」を開催され、区民や近隣地域からも参加されています。

このように、コミュニティづくり事業は、要綱に基づき地域が主体となって、より多くの人々に地域に入っていただき地域の人々との交流を深めることにより、同和問題に対して正しい理解をしていただく活動に取り組んでいただくことを目的として実施されております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） 今の答弁の中で、特に、要綱に基づき拠出しているわけで、改めて要綱について答弁をいただきます。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） お答えいたします。

要綱につきましては、愛荘町コミュニティづくり推進事業補助金交付要綱に基づきま

して、交付をしております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） だから、中身は何だと聞いているわけです。要綱に基づいて
提出しているのだから、その要綱は何だと聞いているのですよ。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） お答えします。

ただいま答弁申し上げましたように、この要綱につきましては、同和問題の早期の解決を図ることを目的ということを最重点におきまして、地域住民の団体が連帯意識の中で各種事業を展開して、そのことが地域住民や町内外の方の参加促進に伴い、地域に入
っていただきまして、そして交流を深めることにより、正しい同和問題の解決への理解を深めるという目的で、この要綱を制定しております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） では、同和問題の正しい理解という本町での到達は、どのよう
に整理をされているのか、お聞きします。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） 同和問題の解決の到達は、愛荘町において同和問題が
解決、例えば他の市町、全国的な同和問題を解決を見ずに、愛荘町の解決の到達点はないというふうに考えております。

したがって、この到達点というのは、同和問題の解決そのものの到達点は28年度に制定されました部落解消推進法が失効になることが、同和問題の解決だというふう
に考えております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） では、同じような質問になるかとは思いますが、じゃあ、本
町が同和地区として地域を区別、自治会を区別している、改めて根拠だけを聞いておき
ます。担当課として聞いておきます。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） 本町における同和地区として認定されている地域につ
きましては、過去の歴史により「地域」として認定されている地域を、その自治会を同
和地区として認定しているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） では、今の答弁は、属性を今もそのまま行政事務上、適用しているという解釈でいいわけですね。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） そのとおりでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。今の属性というところを、本町は今なお引きずっている部分、その歴史性そのものを私は否定をしているわけではなくて、そこからどうのように考え歩んでいくかということを考えているわけです。

しかも、全国的に差別がなくなったといえる状況、じゃあ、愛荘町はどういう状況なのかということが全然認識されていない。全国を見てやるのかということになります。

そのことは今質問しません。次の2項目めに行かせていただきます。

次に、今そうした答弁を受けてですが、町公共施設の利活用検討委員会では、今後の公共施設のあり方について、同一建物および類似建物の集約・廃止を含む検討が行われました。公共施設等管理計画の目標や方針を実現するためです。総合管理計画の基本目標は、「長寿命化・集約化・多機能化等により、必要な施設を残しつつ、コスト削減を図る」です。行政は、行財政運営の視点から、経常経費比率が高いことを理由に補助金などのカットを行っています。

公共施設（建物）個別施設計画では、「類似する公共施設を複数保有していることから、財政負担や利用状況等も踏まえ、必要に応じて施設の統廃合を検討します」としています。こうした方針にもかかわらず、地域総合センターは「存続」との答申でした。この点でも、同和地区との区別した行政事務が障壁になるということを推察します。障壁をなくせば、コスト削減を図るうえからも、地域総合センターは統廃合の対象となるのではないですか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員のご質問2点目「地域総合センターは統廃合の対象になるのではないか」について、お答えをいたします。

人権を取り巻く社会情勢は刻々と変化しており、平成26年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、平成28年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行され、今後、地域総合センターに課せられた役割は非常に重要であると認識をしております。

地域総合センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や、人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的としています。

また、地域総合センターは、地域社会に密着した社会福祉施設として、地域住民の生活課題に応じて各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など広範囲な事業を日常的に推進するコミュニティセンターとして、総合的機能を発揮することが強く求められています。

地域総合センターでは、地域住民が自主・自立を目指すための支援および連帯意識の高揚に視点を置いた運営を行ってまいりました。特に周辺地域を含めた、より地域に密着したコミュニティセンターとして、その役割を果たすとともに、福祉の向上や人権啓発・学習の拠点として運営を行っており、各種講座・事業等の開催において、利用者が増加し、交流も深まっているところです。

また、部落差別解消推進法におきましても、差別解消の施策や相談体制の充実、教育および啓発について、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることが明記されており、各地域総合センターの役割は今後も重要であると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 先ほどは担当課に聞きました、本町の到達という意味で。でも、全国的な差別事情というか、そういうものを引き合いに出された。じゃあ、ここは地域の実情に応じた施策を講じるように努めると、これは推進法の関係もあるのですが、じゃあ、そのもとでそういうものを進めていく上で、地域総合センターが必要だと規定しているわけで、では、地域の実情をやはり知らないといけないので、地域の実情はどのように担当課は把握されていますか。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） 現在の地域の実情でございますけれども、例えば地域によりましては、若い方がどんどん仕事に就くと同時に転出等をされて、高齢化になっているという自治会もございますし、人口減少、空き家が増えているという大きな問題もございます。

それに伴いまして、超高齢化、子どもがいない、そういう中での生活、また地域によりましては、地域内に新しい住宅が経ちまして、多くの方と地区内で新しい方との住民

との交流ができていると。そういった中でその地域に交わっていただいている方と一緒に、この問題の解決に取り組んでいるというような様々な、現在、愛荘町においても実情があるというふうに把握しております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 答弁の中で、非常に大事な答弁がされています。全国の差別事象を持ち出しながら、地域の実情は混住、通婚、そういうものが進んでいるということです。だから、逆にそういう人たちに、より身近に絆づくりを伴って地域の総合センターが必要だという説明です。

では、今答弁されたすべては日本の課題、全国の差別が起こっている課題、そういう問題ではない。日本人皆さんが生活環境も含めて取り組まれている課題の到達なんです。これが地域の実情なんです。だから愛荘町は別に他町と比べても、全国と比べても、変化はないのだという、それがいつまでも差別があるからこうするのであれば、説明にはならないと思います。

町長、今、答弁をいただきました。私はその答弁を整理した上で、愛荘町が同和問題を取り上げなくてもいい到達にあるという答弁を踏まえています。そうした中で、地域総合センター3館が要る根拠は、はっきり言って示されていません。今答弁の中はすべて1館でも対応できるという答弁です。私はそういうようにその答弁を受け止めています。町長は、どのようにこの3館は必要だととらえられますか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員からご質問をいただきました。

3館の体制の中で、町にはございます。それぞれ特色のある取り組みもしていただいておりますし、これが1館でということにはならないのかなというふうには思います。

と申しますのは、やはりそれぞれの地域の中での人的な交流ということが積み重ねられた部分がございしますので、その部分は大事に守りながら、また歴史の鑑み、未来に向けていくと、それぞれの3館とも独自の取り組みを非常に密接に行っていただいているというふうに、私は認識をいたしております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 地域の特性を活かした取り組みがされている。確かに合併する前からの取り組み、合併してからの取り組み、様々です。でも、それが地域の特性ではなくて、私は以前にも言いましたが、その目的に沿って補助金を出すべきだと。明確

に補助金の根拠を示して、根拠・目的を指すというのが補助金の適正な、法から言っても当然のことです。先ほどの質問に戻っていいのか悪いのかわからないけど、東円堂でやっている夏祭り、盆踊りを取り上げますよ。長い間、毎年やっているのです。伝統文化を継承しているのです。これも補助金の対象にしてもらってもいいわけですよ。説明つきますか、他の事業と。

ですから、どういう根拠で出せるのかということをしっかり、行政はしっかり根拠を持つということ、目的を明確にするということ、新しい事業をされているから出しているなんて、そんな、しかも正しい同和問題を認識してもらう、解決に進むと言いながら、今の答弁は何ら変わっていない。すごく問題が解決したこと全部答弁されました。それでもなおかつそういう同和地区という区別をしなければならない根拠はどこにあるのか、副町長、答弁いただきます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいま再質問いただきましたことについて、お答えをさせていただきます。

まず、コミュニティづくり推進事業補助金の根拠ということでご質問いただいたかと思えます。やはりこれまでの歴史的な経過の中で、同和問題をどう解決していくかということで、連帯意識の醸成と地域の住民の方を巻き込んだ交流で、顔の見える人づくりというところが、同和問題に限らず差別に対する基本的な取り組みということでもございますので、そういった経過の中でこの補助金メニューということが創設されて、今現在も継続させていただいているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） どうも属性という固有の性質、そこから抜け出せていないと思うのです。実際問題、2004年でしたか、同特法が失効になった時に、結局そういう問題が結果として除去されてきている中、しかも貧困が克服されてきている状況、先ほど答弁がありますので、そう大差がない、全国的な問題、全国民の問題としての答弁が先ほどありましたから、その点で今しゃべっています。

ですから、要するに実態調査そのものもしにくくなっている環境にあるということ。政府が調査した中に、部落への他者の移住、そして混住についての、無知から誤った問題を抱えつつも、政府は調査後、今後調査は不可能だとし、その段階まで実態の変化が進んだことを明らかにしている。この調査によると、部落の住宅、居住環境や生活実態

に見られた定義性はほとんど解消されており、格差はない。有病者比率を見ても、部落の健康破壊が著しいという実態も見られなくなったというふうな、先ほどの課長の答弁のとおりで、何も取り立ててそこにまだ後遺症というか、歴史的後進性というのか、そういうものがあるというふうには政府自身も認められなくなったから、結局は同特法が失効したと。それを改めて今、解消法ができたけども、それは国会の議員立法でできたのですが、だから改めて認識を、属性を持ち出しているけれども、もう少し全体の書物を読んで、いろんなところで研鑽すべきだと。私はそういうものを見たうえで、同和地区、地区外とか、そんな区別は滑稽であるということに私たちは気づくべきだと。そうでなかったら、まちづくりを進めていけるのかという、意識調査も含めてすべての人権を大事にしてほしいという思いでしょう。意識調査はそのことを示していると思う。改めて、意識調査についての考え方を、ここで、とらえ方を聞いておきます。意識調査についてのとらえ方、答えてくれますか。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 意識調査というご質問をいただきましたので、平成29年度に愛荘町が実施いたしました「人権に関する意識調査」のところでお答えさせていただきます。

その中で、いまだ愛荘町における同和問題のレベルが、全国的ものとそう変わっていないのではないかというご指摘もいただいているところでありますが、「住宅を選ぶ際に忌避する条件」として、「近隣に同和地区がある場合」に「避けると思う」「どちらか」といって避けると思う」という答えが33.7%、3割強となっており、特に関心のある18歳～40歳代が45%、高齢になっていくほどこのパーセントは少なくなっているということで、若い方、一定の理解はされているのですけれども、これから住宅を購入したり建てたいと思われる方が、一定のそこにこだわり、危機意識を持っておられるというのが、この意識調査結果から表れております。

もう1点、結婚問題でございますけれども、自分の子どもの結婚相手が同和地区出身だとわかった場合の対応について、「子どもの意思を尊重する」が47.5%、これは今日までの啓発、いろいろな地域の方の取り組みも含めまして47.5%ということで、半数近くなりました。ところが、「ややこだわりがあるが、子どもが結婚したいと言えば認めましょう」「反対だが、子どもの意志が強ければ尊重する」「認めない」「わからない」、これを合わせると46%、まだ町民さんの意識の中には、両手を広げて祝福できない、心の

中に、意識の中に、やはり結婚問題というものが心の奥底に潜んでいるという者が、この調査でも表れているのかなと思います。

したがって、住宅を選ぶ問題、結婚問題、これは同和問題解決にとって欠かすことができない大切な調査項目であります。まだまだこの調査結果から見ますと、愛荘町においてもそこに忌避意識というものが、一人ひとりの心の中に存在しているというのも事実であるという認識をしております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 意識調査を細かく見ることも大事。だからといって、取り立てて取り上げることが大事なのかということ。ならば、100%差別が解消するなんて、あなたは思いますか。すべての差別ですよ。いろんな問題はあったとしても、その努力をしてきた結果、新しい到達に来ているわけ。でも、それでも100%なくならなければだめだというのだったら、すべての差別が100%なくなりますか。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） 人類が長い歴史の中で、今日まで育んできた歴史の中で、やはりこういう様々な差別というものが生まれ、また現存しております。これが少なくとも私たちが生きていく中において、すべてが解消するということは皆無だというふうに理解をしております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 次に移りたいと思います。ここで時間を費やしていると、すべていなくなってしまうので。3項目めに行きます。

地域との交流会及び研修会についてであります。地域との交流会や研修そのものを否定はしません。酒席の交流会事業や研修・学習会に参加者の割り当てが行われていることに疑念を抱いています。町民意識調査でも、「割り当て」はやめてほしいとの声が多く寄せられているということです。この要望に今後どのように応えていかれるのか、まず1つ。また、町民の中には、半ば公として行われる酒席交流会や参加者の割り当てに疑問を持っておられるのではないのでしょうか。個人の意思が尊重された取り組みを望みますが、町長のお考えをお伺いします。

人権学習会や講演会では、職員への半ば強制的な参加を促しています。町民意識調査では、先ほど述べたように、「愛荘町で重点的に取り組まなければならない人権問題」で、「同和問題」は7番目であります。すべての人権に正面から取り組むことを町民の皆さ

んは望んでおられるのではないのでしょうか。

ですから、あらゆる人権問題に自主的参加を促す気風を、行政から醸成していくことではないのでしょうか。割り当て、強制的では、人権尊重のまちづくりの理念からも反するのではないのでしょうか。また、職員の勤務実態と超過勤務との関わりでも、問題が生まれてくるのではないですか。以上の諸点について、答弁をいただいております。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員の質問のうち、「酒席の交流会事業や研修・学習会への参加者の割り当て」について、お答えをいたします。

まず、「ふれあい交流活動促進事業について」のご質問ですが、この事業は、町人権教育推進協議会、地域推進部会で取り組んでいただいております。目的は、地域総合センターを有する自治会と町内自治会が、交流活動や意見交換を中心に実施される事業です。したがって、自治会の主体性のもと、顔の見える交流を目的に、積極的に進められていると認識しております。

また、各地域総合センター運営委員会が実施する交流事業についても、同和問題の早期解決を目指して、年間を通して各種事業を自主的に実施され、任意参加されているものと理解をしています。

次に、「人権研修・学習会への参加割り当て」について、お答えいたします。本町では、部落問題を同和対策審議会答申の趣旨に基づく「国民的な課題」という立場から、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題の解消に向けて、住民の皆様に対し啓発を行ってきました。また、2016年に施行された部落差別解消推進法によると、部落差別解消のための施策実施を国および地方公共団体の責務とし、教育および啓発の必要性を明記しています。

そこで、町人権教育推進協議会等が主催する研修会においては、できるだけ今まで参加していない方々への働きかけをしていただいているところであります。住民の皆様には研修会の機会を提供することは、行政の責務であり、多くの方々の参加を願っているところであります。

参加の割り当てということですが、行政としてできるだけ参加を促すものであり、決して強制的なものでなく、自主的な参加をお願いしているものであります。

続きまして、「職員の人権研修参加の考え方」について、お答え申し上げます。2016年12月に施行されました部落差別解消推進法では、第1条に、「この法律は、現在もな

お部落差別が存在する」として、部落差別の存在を国として公式に認知し、「部落差別の解決を目的とする」と、初めて法律に明記されたものであります。また、第3条に「部落差別の解消に関する施策を講ずる」として、「部落差別解消のための施策実施を国及び地方公共団体の責務」としています。さらに、第4条からは相談体制の充実、教育及び啓発の必要性、部落差別の実態調査を明記しています。

また、同年に成立しました「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」に共通しているのは、社会全体の問題として整備された点であります。

このことから、「愛荘町人権尊重のまちづくり」の理念に基づく推進基本計画の具現化に向けた取り組みの中で、行政職員として業務を遂行するうえで、人権意識の高揚を図ることが重要であることから、職員にも研修に参加していただいているものであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） いずれにしても、答弁のベースは、今なお部落差別があるという前提というのか、それに対して正しく解決、理解を進めていくというベースでいろんなことがあるというふうに、答弁からすべてを感じ取れます。

なぜ職員さんに、私はあえて強制的に行くようにとか、誘導はやめるべきだという考え方を示しているのは、人権尊重のまちだといいながら、人権学習会そういうものに、半ば行くという、行政の方は割り当ててないというけれども、私が聞いている範囲では半ば強制的に現実に行われているわけです。

じゃあ、それ自体をまず尊重しなければならないのと違いますかということが、私はこの質問の中で言いたいわけです。皆さん、そんな意識持っていますか、部落問題に対して。勉強されてきたから、そんな考えは持ってないでしょう。でも、今の到達をしっかりと勉強したい、もう一度見直したい、自ら思われた方はどんどん勉強されたい。そうあるべきだ。私も今でもこうして本を読んだりするのですから、されたい。でも、皆さん方はすべての人権を守らなければならない。ということは、自らの権利も守られなければだめだということでしょう、前提は。人の人権を言っている場合じゃないでしょう。その整理がついてこそ初めて人権問題は「ほんまもん」になっていくでしょう。私はそう思います。ですから、あえてここで職員の問題を取り上げています。次からもそういう観点で質問を出していきます。

やはり大事にしていかなければならないのは、本当に人権学習会とかそういうものは、

かなり今、我がまちの人権学習会は内容を変えていただいています。身近な問題を取り上げていっています。ですから、それでいいんじゃないのか。じゃあ、それを追及していったら同和地区を区別する必要はなくなってくるでしょう。真の人権学習会を先生方が努力されている、それでいいではないかと私は思っています。その程度にとどめて、次に行きます。4番目に行きます。

地域のまると活性化プランの推進にあたって、3自治会を先行的にモデル地域として取り組むことが報告されました。その取り組みに際し、町職員2名を1組として「集落支援員」を地域に派遣し、地域と一緒に計画作成に当たるとしています。地域との話し合いとなると、平日の夜および土日も含まれてくるのではないかと推察します。

この集落支援員は、平日の夜になると超過勤務となります。土日となりますと休日出勤となります。働き方改革の観点からどのように勤務調整を行われるのか、手当等の対応や振り替え休日での対応となるのか、町長に答弁を求めています。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員の「集落支援員の勤務の位置づけについて」のご質問にお答えをいたします。

集落支援員となる町職員は、集落に入り、住民とともに汗をかき、知恵を絞り、地域のまると活性化プランの策定および事業実施を支援する重要な役割を担うことになります。地域の話し合いに参加する場合は、平日の夜や土曜日・日曜日等の地域のご予定に合わせた時間帯の会議へ出席させていただくことが多くなると考えています。

このため、働き方改革の観点からは、職員をマネジメントする管理職が集落支援員の重要性を十分理解し、集落支援員に過度の負担が偏らないよう健康面への配慮を徹底するとともに、勤務時間の調整については、長時間労働にならないよう勤務時間や休日の振替を行うことを基本とし、調整できない時間は時間外手当を支給することにしております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 先ほども言いましたように、職員の皆さんも自分の権利、義務も当然伴うわけですが、権利主張は義務も伴います。そのことを合わせてここで言うておきますけれども、本当に私は、本当の「人権尊重のまちづくり」を進めるという意味で、本当に喧々諤々で自らの権利もしっかりと主張して、そこで同和問題をしっかりとらえていくということが大事だし、また到達だと思っています。それに不必要な補

助金も、区別した政治も要らないということになると私は思っています。

今答弁がそういうふうに職員の環境を整備すると、しっかりと対応していくという答弁でしたので、次に移らせていただきます。５項目めには、教職員の皆さんに対しての考え方がどうであるか、お尋ねします。

本町での人権学習会などの集会および研修会に、教職員や幼稚園教諭が参加されています。特に教職員については、超過勤務縮減として勤務時間外の研修を「割り振り変更の対象業務」との認定をされているところもあります。本町では、町の人権学習会への研修にこの制度を認定されているのか、教育長に答弁をいただいております。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 辰己議員の「勤務時間外の人権学習は、割り振り変更対象業務と認定されているのか」についてのご質問について、お答えをいたします。

愛荘町では、年２回の人権問題研修講座、人権教育啓発演劇、明るい家庭・地域づくり推進大会、人権を考える町民のつどいなど、多くの人権研修が行われており、教職員がこれらの研修に参加し、人権意識や人権感覚を高めることは非常に大切なことであると考えております。

一方で、働き方改革を推進することも同じく大切なことでありまして、教職員のメンタルヘルスをはじめ健康状態を良好に保つことが、教育活動を通して子どもたちのためになると考えております。

辰己議員ご指摘のとおり、教職員による勤務時間外の町の人権学習会への研修に対しまして、割り振り変更の対象業務の制度を認定しておりますので、今後も人権研修への参加と働き方改革の両立に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） １３番、辰己君。

○１３番（辰己 保君） １３番、辰己。教職員の方々の働き方はまた、一般の職員の皆さんと多少状況が違う対応がされていると聞いています。そのうえでも、それ以上に過重にならないようにということで、議会が業務を認定したり、多少、市町でも対応が違うのかもわかりません。

あえてこれを取り上げたのは、皆さんの自らの人権意識を高めるということの、私は今その立場で質問を出しているつもりです。やめよ、やめよと言っているのではなくて、自らが求める人権学習、そこからが大事なんだということを私は強調したいのです。もう既に到達はそういう到達なんです。ですから、同和問題をはじめとして、そこを強調

する。まだ組織がそういうふうになっています。そういうのが本当にいいのかということ。このまちに沿っているか。私はそうではない、到達点から見るとそうではないと。国もそういう認定をしているわけですから、そういうふうにギアを切り替えていくべきだと思っています。あえてもうここで突っ込みはしません。次に行きます。

6項目めに、「子どもの人権」が町民意識調査からも「愛荘町で重点的に取り組まなければならない人権問題」の1番目です。この観点から、幼稚園そして保育園の役割は大きいと考えます。当然、学校も問われます。そうした大きな役割を持った町立幼稚園・町立保育園において、非正規雇用の比率が高いのは問題です。子どもの人権を大切にする環境は、職員を保障する体制の確立が担保されることだと思います。正規職員を増やすことが本当に大事だと、それを充実させなければ、子どもの権利を守っていける、そうした園になっていくのかどうか、私は本町が人権尊重を本当に大事にするというのなら、正規労働者を増やしてあげる、体制をしっかりとつくっていく、ここから始めるべきではないかと思っています。町長の答弁を求めています。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員ご質問の「子どもの人権を大切にする環境と正規職員の増員」について、お答えをいたします。

つくし保育園における嘱託職員等比率が高い理由としましては、産休代替保育士や最低基準保育士を設置しているためです。産休代替保育士は、ご承知の通り、正規職員の出産等に伴い、育児休暇を取得している期間に対して嘱託職員において対処しているものです。最低基準保育士については、年齢区分によって必要な保育士数が決定されているものでありますが、毎年、乳幼児の年齢区分が変動することから、正規職員数を固定して、不足する人員数を嘱託職員で対応しているものであります。

また、保育園は標準時間のほかに、朝7時30分から8時30分の早朝保育、夕方17時15分から19時00分までの延長保育、土曜保育を担うために、補助としての短時間の職員を雇用しております。年々、早朝・延長・土曜保育の利用率が高くなってきているため、短時間での対応を担当しなくてはならない保育士が増えてきており、ニーズに応じた安心・安全な保育サービスの提供に努めているところです。

嘱託職員等が希望されている勤務体制によって対処できている状況であると判断をしていますので、現状では、つくし保育園における正規職員の増員は予定しておりません。

また、幼稚園の職員配置につきましては、クラス経営（担任）を担う正規職員を配置し、正規職員が産育休を取得している場合の代替教諭や学年を補佐する教諭として、幼稚園教諭免許を有する嘱託職員を配置しております。その他、臨時職員として担任とともにクラスをサポートする支援員や介助員を複数配置しております。

このように、クラスを担当する正規職員を中心にサポートする嘱託・臨時職員を配置することによって、園の運営と園児の安全と安心が確保できていると考えています。現在のところ、クラス数に対する正規職員数は充足しているため、つくし保育園と同様に増員は考えておりません。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今答弁していただいたとおり、いろいろな問題でのニーズに応えた保育をしているということで、その点では問題を言っているわけではなくて、町長、今、つくし保育園、すごい「工場」になっているのです。私は工場にたとえたのです。20人～30人の規模の、そこに大変だなと思って一度寄せてもらったことがあるのです。その中で、社長さんがいろんな割り振りをしなければいけない。ニーズに応えようと思うのだけど、あまりにも非正規雇用が多いのと、私のこれはとらえ方なんです。だから、従業員を回しきれなくなったりしないのかなと思ったもので、町長、この実態ご存じですか。たとえが違って申し訳ありません。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） いつも子どもたちの環境改善に心がけていただいております、本当にありがとうございます。

現状、定数をつくしは増やしているというところがございますけれども、それに向けては正規の職員の配置をして、また嘱託で担う部分は担っていただいているという状況ではありますが、つくしの保育人数は非常に高いというところであるということは認識をいたしております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 町長、私がもう1つ感じたのは、公立の施設の中間管理職というか、学校の校長さんもよく似ているかなと思うところは、今、つくし保育園を名指しさせてもらいますが、園長は、つくし保育園では社長なんです。副社長とかいろいろなスタッフをつけていただいているのです。しかし、その社長の上にまた社長がおられるのですよ。なかなか難しい位置だなと思っているのです。

校長さんも結局は、じゃあ、どこに自分のポリシーが発揮できるのかなと思ったもので、本当に、やはりこれは正規職員をもう少ししっかりと増やしていかないと、ここの社長は大変だ。自由が利かない。面白いたとえなんですけど、私流のたとえなんです。

仮に 30 人の従業員がいる。私は社長、15 人が非正規雇用、社長は動かしたいのだけど、この非正規雇用の人を尊重しないといけない、人権尊重のまちだから。でも、尊重していると園児さんに影響が出る。こんな複雑な状態をつくり出している。じゃあ、町に行けば、町長に言いに行けば、「何とかしなさい」で処理される。この社長は大変だと思ったのです。面白いたとえなんですけど、こういう討論があってもいいのじゃないかなと思って振ってみましたけど、町長、どう思いますか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。そうなんです、正規の職員の方がいてくださった方が、それは心強いところは、それぞれに守っていただいている長の方はおありだというふうに、それは存じます。

私も非常に関心があったことで、状況等々をお教えをいただきました。ならば保育士の免許を持っていたいただいている方も、どちらかというと、より自身の生活にマッチした雇用形態が何であるかというと、正職ではないというところを選んでいらっしゃる方もなかなかにおありだということで、非常勤という形で子どもに携わっていきたいわということをお願いされておられる方も多いというのも、状況としては、背景としてはあり得るなということで、こちらが正職を求めても、なかなかそれに手を挙げていただきにくいということがあろうかと思います。

そういう点では、保育士の方々の雇用面であったり、待遇面であったりということは、この数年、本当に重要な課題になっておりますけれども、その環境というのは私たちも考えていかなければいけないというのは常に思っております。

○議長（竹中秀夫君） 13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） これで一応終わるのですが、本当になぜこんなに職員さんの問題、学校の教職員の皆さんも含めてですが、本当に、じゃあ、それぞれの立場で、自分自らの権利が、義務を伴った上ですが、権利が本当に守られているのかということ。そのこともあわせて考えれば、今、本町の同和地区の区別が本当に必要なのかということが、私は言えると思います。またそういう到達だと確信しています。

本当に町民皆さんの権利、自らの権利も含めて、真剣に考えていく、そうした人権学

習の機会をやるべきだし、保育園・幼稚園の先生なら、子どもの人権から入ってもいいだろうと思います。それぞれの立場で人権問題を真剣に取り組めばいいと思う。その仕組みをつくるのが皆さんの役割だと思っています。

ですから、地区は必要ないと、区別する必要はないという考え方に私は到達するというふうに確信をしています。ですから、部落差別解消推進法は、本当に通婚、要するに混住が増えていく、進んでいる、従来の部落の枠組みが崩壊して、部落が部落でなくなっている、全国的に見ればそうした状況にあるのだということ。当然、都市部と農村部の違いは多少はあります。でも、これもしっかりと正面に見ることが大事です。それを認識することが大事です。

それを逆に、今も答弁にありましたように、推進法を持ち出すことによって、部落差別を固定化させていく、逆行していくのだということも私は認識をしていただきたいと思います。

ヘイトスピーチ問題、これも部落差別とはまた異なってきます。属性の問題が出ました。その問題が出る。要するに国でさえ解決をしてきていると、解消の方に行っているという規定をしています。ですから、その立場でしっかりとこの愛荘町の到達を見る、そして皆さんと一緒に協議をする、本当のまちづくりがどういうまちづくりを目指すのか、このことを本当に切に願って、一般質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩に入りたいと思います。午後１時１５分から再開いたします。

休憩 午後１２時１１分

再開 午後 １時１５分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
一般質問を続けてまいりたいと思います。

◇ 村田 定君

○議長（竹中秀夫君） ５番、村田 定君。

〔５番 村田 定君登壇〕

○５番（村田 定君） ５番、村田 定です。一般質問を行います。一問一答でお願いいたします。

平成の大合併の検証について、お尋ねをいたします。

愛荘町は、2006年（平成18年）2月13日に、秦荘町・愛知川町が合併して発足されました。平成の大合併は、「地方分権の受け皿となる市・町・村の体制強化」が大義名分となされました。

国・県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止して、自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正して、平成11年以来、積極的に推進されてきた結果、市町村の数は現行合併特例法期限である平成22年3月31日までで一区切りし、3,232から1,727市町村まで減少しました。合併特例債などの優遇策と、「アメとムチ」で政策を推進されてきました。そこでお尋ねをいたします。

平成の合併の評価について、お尋ねをいたします。合併の本来の効果が表れるまでには、10年程度の期間が必要であると考えられます。合併による主な効果について、今どのように評価されておられるのか、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 村田議員ご質問の「平成の合併の評価」について、お答えします。

平成18年2月13日、愛荘町が誕生して13年目となりますが、これまで総合計画や新町まちづくり計画に基づき、まちづくりを進めてまいりました。

合併の目的には、少子高齢化の進行、多様化する住民ニーズへの対応、住民の日常生活圏の拡大、地方分権の推進、町の財政基盤の充実、行財政の効率化および広域的な地域整備などがあります。

主な取り組み内容では、特に2町の中で不均衡となっていました幼稚園の1年制と2年制の違いや、幼稚園・保育園や小中学校の義務教育施設整備、給食センターにおいては旧秦荘地域が小学校まで自校方式、旧愛知川地域が中学校までセンター方式と異なっていたことや、施設の老朽化による整備、愛知川消防センター整備・防災行政無線の整備など防災体制の充実、湖東三山スマートインターチェンジの整備、グラウンドゴルフ場等公園整備のほか、湖東三山館あいしょう・旧近江銀行および旧愛知郡役所の整備等々、各々計画に基づき緊急性の高いものから整備を進めてきました。

また、税の徴収をはじめ使用料・手数料は比較を行い住民負担の低い方を、補助金・交付金についてはこれまでどおり継続するなど、ともすると歳入確保の視点よりも住民皆様のご負担感を避ける方法により進めてきました。

評価につきましては、合併以降、事務事業の精査や指定管理者制度の導入、福祉施設の民間への貸付などの行政改革に加え、職員数の適正化による人件費の削減や公債費の抑制など、財政健全化に努めてきました。

施設の統廃合については、2町合併という要因や、住民サービスに直結しているものが多いことから、これまで大幅な見直しは図られてきませんでした。しかし、過去に建設された施設などが、これから大量に更新時期を迎えることや、人口減少などにより、公共施設の利用需要が変化していくことも予見されることから、施設の更新・維持管理にかかるコストや住民ニーズなども勘案し、財政面はもとより、安全面やサービス面を含めた観点からも、統廃合を含めた検討を行うため、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定いたしました。

今後、高齢化などによる社会保障費の増加に加え、普通交付税の合併算定替えの終了により歳入の減少が見込まれる中、複雑・多様化する住民ニーズに対応したサービスを維持するために、より一層の行財政改革による合理化・効率化を図り、経費の削減に努めるものです。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） この平成の大合併は、当初は10年ということでスタートされましたが、全国での災害が相次いだことや、東京オリンピック等の影響で公共事業の入札が不調に終わり、多くの自治体が合併特例債の対象事業が完了しないということから、5年間延長されました。被災地については10年ということでございました。

5年間延長されたわけですが、その5年間の延長の歩んでこられた町の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 合併特例債が5年間延長されたということで、愛荘町につきましては当初、新町まちづくり計画というものを合併前につくりまして、平成27年までの10年間ということでございましたけれども、これをさらに5年間延ばすということで、平成32年（令和2年）までということになってございます。

この5年間延ばしたということでございますけれども、合併特例債は限度額がございまして、愛荘町についてはもう少しいろいろなものに使っていけるということでございますので、新町まちづくり計画につきましては、先ほど外川議員からございましたように、防災倉庫ということも追加をいたしまして改正をしたところでございます。以上で

ございます。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 昭和の大合併もございました。昭和の大合併は、国主導で行われまして、行政事務の能率的な措置のために、規模の合理化を進められて、概ね 8,000 人以上の人口、また 1 中学校区を 1 つとするという、効率的に設置管理してくために必要と考えられて、大義名分がございました。それによっておよそ、昭和の大合併は 5 年で成果が出されましたというふうに評価されております。

しかし、平成の大合併につきましては、合併検証の課題等を専門的に検証されている第一人者である福島大学教授のイマイアキラ教授の検索サイトを見ますと、合併前にどう考えていて、合併後はどう評価しているか。地域内の各層によって、その傾向には特徴が見られます。全体的な数字として、全体の半分が合併について無関心で、残りの半数のそのまた半分が合併肯定的、また残りの半分が否定的と見られているデータが出ておりますが、今、愛荘町の場合の行政の判断はどのように思っておられるか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 合併して 10 年以上経っているわけございまして、いろんな資料を見てますと、合併の評価というのは 10 年以上かかるということが載ってございますけれども、合併の評価という部分では、行政側から見た場合と住民側から見た場合と 2 つあると思いますけれども、一般的に愛荘町としましては、そういった具体的なアンケートを取ったり、そういうものではやっておりませんけれども、先ほどおっしゃいましたように、どちらともいえない、あるいは合併後も変わらないというような状況であるのかなというようなことは思っておりますけれども、いろいろ要因もあると思います。

評価といたしましては、なかなか難しい面がございますけれども、国の方でもそういった評価も出ているところでございまして、合併がどうであったかということにつきましては、愛荘町としては行っていないということでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 先ほど答弁をいただきましたけれども、防災行政無線の整備などの「防災体制の充実」ということを答弁いただきましたが、これは実際、防災行政無線の充実というのは、何をどのようにされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 防災行政無線につきましては、戸別受信機というのがそれぞれございましたけれども、あと、屋外スピーカーなどを緊急防災減災という起債をお借りしまして整備もしてきたところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、「旧近江銀行および旧愛知郡役所の整備等々、緊急性の高いものから整備を進めてきました」というふうにご答弁をいただきましたけれども、旧郡役所につきましては、まだ利活用計画も策定されておりませんし、緊急性の高いというのはどういった次元で言われたのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 旧近江銀行それから郡役所につきましては、それぞれ合併前の愛知川町時代から総合計画にも載っていたということで、その継続事業ということでございまして、平成24年でありますけれども、国の社会資本整備というのがございまして、その事業を活用してやっていくということで、なかなか手がつけられてなかったということで、その事業を活用して行ったということでございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 緊急性ということを言われているのであれば、その時点で、愛知中学校の老朽化というのは把握されているわけですから、5年10年先には建て替えしなければならないということは、その時点でもう既にわかっていると思うのです。

だから緊急性ということと言われるのであれば、教育機関の愛知中学校の改修をまず先にやるべきではなかったかと思いますが、それについての答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 愛知中学校の件でございますけれども、もともと計画はございましたけれども、ようやくその時期が今といったということで理解をしております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 合併の目的は、公共施設の統廃合など行財政の効率化をメインにしておりますし、その中でもやはりインフラまた教育関係、そういったものが最優先されるのではないかと思います。

先ほどの答弁の中にはそういったものが含まれてないと思いますので、限られた予算

の中で何を優先するかということだと思うのですが、そこらの点をもう一度考え直していただきたい、見直していただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 先ほどご答弁申し上げた中にインフラ等が載っていないということでございますけれども、決してしていないわけではございませんので、順次進めてまいっておりますし、今後も協議しながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） それでは、2 点目の「合併特例債の合計金額と主要な事業」についてお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 2 点目の「合併特例債の合計金額と主要な事業」について、お答えをいたします。

合併特例債の合計額と主要な事業についてでございますが、合併特例債とは、新町まちづくり計画に基づく建設事業の財源を確保するものでございまして、充当率 95%、普通交付税措置 70%の非常に有利な地方債となっております。ただし、無限に合併特例債を発行できるわけではなく、限度額等が定められております。本町においては発行限度額は 63 億 4,430 万円で、繰越財源を含めた発行済額は 54 億 9,580 万円となっており、発行残額は 8 億 4,850 万円となっております。

この合併特例債は、旧町間の不均衡の是正等、合併したことが要因となることや、旧町民が互いに集い、一体となれるような施設の整備等に対し、借入が認められているものでございます。

合併特例債を活用した主要な事業でございますが、小学校・中学校・給食センターの学校教育系施設に 17 億 5,350 万円・31.9%、ラポール秦荘・スポーツ施設・公園・観光施設等のスポーツ・レクリエーション系施設に 15 億 9,770 万円・29.1%、幼稚園・保育園・子育て支援センター等の子育て支援施設に 8 億 5,780 万円・15.6%、ハーティーセンター秦荘等の町民文化系施設に 6 億 850 万円・11.1%、道路整備に 2 億 6,200 万円・4.8%、消防センター等の行政系施設に 2 億 5,670 万円・4.7%、老人福祉施設の保健・福祉系施設に 1 億 5,960 万円・2.9%となっております。

また、建設事業とは別枠で、合併振興基金の積立も実施しております。合併特例債を

活用した積立限度額は約 11 億 6,000 万円であり、平成 30 年度に積立限度額に達しています。今後は、新町まちづくり計画に基づくソフト事業の財源を確保するため、基金を活用し実施していく予定です。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 合併特例債の合計金額が 63 億 4,430 万円と答弁されました。10 年間であっても 63 億 4,430 万円で、5 年延ばしてもこの金額だと思うのですけれども、あと発行残額が 8 億 4,850 万円と今お聞きをいたしました。まだまだこれから合併特例債を使ったいろいろな建築等があると思うのですけれども、あまりにも 63 億 4,430 万円の中で、当初の計画の段階で中学校にどれだけ使うとかいうふうな割り振りをされていたのか。予算配分をされていたのか、お聞きをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） ただいまのご質問の中で、当初から計画をしていたのかということでございますけれども、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域の特性あるいは地域間のバランスや財政事情等も考慮しながら、施設等の整備は計画をしているところでございます。合併特例債につきましては、冒頭申し上げましたように、新町まちづくり計画の中でそういう計画を持ってやっていくということでございます。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） その中で優先順位をつけられたと思うのですけれども、愛知中学校の大規模改修が優先ではなかったのではないかなと。その当時見て、愛知中学校は非常に老朽化していましたし、また特にトイレが和式で洋式ではないということで、全国を見ても恐らく愛知中学校だけではないかなというふうに私は考えていました。

どこの市町でも、中学校、教育機関、また公共機関のトイレ改革というのを積極的にやっていますし、トイレ改革することによって住民意識また子どもたちの環境も変わってくると思っています。そういった現場を本当に見ていただいたのかどうかをお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 学校施設のことでございますので、お答えをさせていただきます。

トイレについての現状につきましては、過去にそれぞれトイレの数、それから和式・

洋式がいくつあるかという調査もさせていただきました。その中で一番緊急性が高かったのは、確か愛知川東小学校ではなかったかなと考えておりますが、それも今の増改築を含め順次更新をしてきたところでございます。

愛知中学校が、今なぜ建築になっているのかというところでございますが、学校の生徒数の推移を見てみますと、今この工事の時期が一番生徒数が少ない年度になっております。これから2～3年が少なくなろうかと思えます。それからまた少しずつではございますが、また生徒数が増えていくというところもございますので、教室の配置等も考えまして、一番生徒数が少ない時期に工事を実施するというところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、地方分権の担い手となる基盤自治体にふさわしい、適正な職員の配置や専門職員の配置など、住民サービス提供体制の充実強化について、どのように改正・推進されてこられたか、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 人員配置の対応について、お答えします。

合併を契機として、合併時177名の職員数を平成24年には152名まで削減し、合併後の規模に応じて適正化を図ってきました。また、職員数を削減しながらも、合併当初からの分庁方式を継続することにより、窓口業務を中心とした住民サービスの維持に努めながら、総務企画部門・住民福祉部門の集約や教育部門・産業建設部門の集約など、組織の簡素化・合理化にも取り組んできました。

一方で、多様化する行政課題や地域課題に対応するため、危機管理体制や子育て支援体制の充実強化などを、その時々住民ニーズや社会情勢を踏まえた組織機構の充実を図ってきました。

幼稚園の3年制や待機児童解消対策とした幼稚園教諭・保育士の確保、土木技師・社会福祉士・臨床心理士等、専門職員の職員数の増員を行い、あわせて職員一人ひとりの資質向上を図りながら、平成31年4月1日現在164名の職員体制の意基礎自治体として、住民の安心・安全の確保や喫緊の課題に対応してきたところです。

引き続き、事務事業に見合った人事配置に努めるとともに、複雑かつ増大する行政需要に対応できる職員の公務遂行能力の向上など、人材育成にも努めながら対応してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 市町村合併の大きな目的は、専門職の職員の増員体制でございました。そういった中で、当町もまだまだ専門職を充実していかなければならないと思います。

特に最近、高齢者の引きこもりであるとか、また虐待等々、非常に社会問題として取り上げられております。そういったことで、そういうふうな専門職を私は拡充される必要があると思うのですけれども、ご答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 専門職につきましては、それぞれ所管がございますので、また協議しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） しっかりと専門職の充実をお願いしたいと思います。

次に、公共施設の統廃合と行財政の効率化についての成果をお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 「公共施設の統廃合と行財政の効率化についての成果」について、お答えいたします。

合併により愛荘町が発足して 13 年が経過しました。この間、公共施設に関しては、一部除却した施設もありますが、合併特例債を活用し、主に教育施設や福祉施設を中心とした施設整備に力を注いできました。しかし、議員ご質問である公共施設の統廃合については、類似施設が旧町単位で存在しているのが現状であります。

昨年度末、愛荘町公共施設（建物）個別施設計画第 1 期の策定をさせていただいたことはご記憶に新しいと思いますが、今後、各施設個々の方向性に向けた実行計画を作成し進めていくことが、財政悪化の抑止となり、行財政の効率化につながると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 2 町合併というのは非常に難しいといわれております。2 町が合併したわけですから、それぞれの町に同じような施設がございます。そうした時に当然、合併すればその施設を 1 つにしなければならないわけですが、そういった統廃合が今までなされてこなかったというのが現実ではないかなと。

3 月議会に、先ほど申されました個別施設の総合管理計画が出されました。それを見

ますと、数値目標が8年後ということで、2026年までのシミュレーションがされております。ずっと見ましても、「長寿命化」「維持・継続」等々ございまして、実際に集約化していくというのは、愛知川武道館、愛知川会館ということが掲げられておりますけれども、私はこの愛知川武道館、愛知川の体育館にしても、今子どもたちが一番そこに集まって元気よく活動している施設でもあります。そういったところを集約化というふうなスケジュールをあげて、また逆に、ほかのところは全部2026年までの長寿命化を示されております。

こういった個別施設の方向性というのには非常に疑問を感じますが、またそれと、立ち上げられた時期も、なぜ今の時期になってこれをされているのか。やはり10年後には成果を出さなければならない段階で、このままいったら2026年というのは20年後になるわけでございます。数値目標の立ち上がりが非常に遅いのではないかと、そこらところのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 先ほどもございましたように、2026年までということで実行計画を策定していくのですけれども、この計画につきましてはそれぞれ所管で、そういう方向性を考えているわけでございますけれども、8年間ということとなっておりますけれども、スピード感を持って、できるだけ早くやっていくように考えていきたいと思っています。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） そういう答弁しかできないだろうと思っておりましてけれども、今ここへ、合併して14年目に入るのに、現段階までこういったことに気づかれなかったのかということについて、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） やはり先ほども議員からご指摘がありましたように、2町合併ということで、合併当初の平成18年の時にも、2町が全く1町として新しい住民感情ができて、将来的に一体感が確立されたなら、例えば庁舎ですと分庁方式を再度検討するというところでございまして、何回かこの話は一般質問の中でも出ていたと思いますけれども、なかなか着手できなかったというのがございまして、今現時点としては少し遅いということで反省もしているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 合併の目標というのはそういうふうなことで、2町合併すれば施設が2つあるものを1つにする、そのための特例債が出ているわけですから、日が経てば経つほどなかなかやりにくいと思います。

だからもう既に数値目標を出されて着手はされたのですが、相当スピード感を持って挽回をしていただいてお願いしたいと。10年が15年に延長されたから、そこにまたゆるみがあったのではないかなということも感じます。次に移ります。

合併特例債措置がなくなった時に生じるシミュレーションはできているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 「合併特例債措置がなくなった時に生じるシミュレーションはできているか」について、お答えをいたします。

はじめに、現在までに合併特例債を活用した主要事業、今後の合併特例債発行可能額等につきましては、先ほど答弁申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

今後は、大型建設事業である愛知中学校等大規模増築事業や道路新設改良事業に合併特例債を活用することで、発行限度額に達する予定です。以降につきましては、合併特例債の活用は不可能となります。

この大型建設事業完了後の公共施設の整備については、施設の老朽化対策事業が中心となり、国の補助事業を活用したうえで、交付税措置のある地方債を活用してまいります。しかし、国の財政状況も厳しく、計画どおり全額補助事業となるわけではなく、単独事業とされた事業費については、やむを得ず交付税措置のない地方債を活用し事業実施する予定でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） あと残されています合併特例債の金額は、愛知中学校の大規模増築事業に全部回すということであれば、今後全然特例債が使えないということになると思うのですが、現在それでこのような公立施設の方向性の検討もされていますけれども、そういったこともできるのかどうか。それと、合併特例債がなくなるのが令和2年といわれておりましたが、合併特例債措置がなくなった頃に、私は混乱すると思うのです。その時期が合併特例債の償還時期のピークにもなったということで、30%の返済をしていかなければならない償還時期が、今発効した中でまたピークになっている。

実際、新しく使わなくても今までの償還をしていかなければならないといったことで、果たしてそういった財政面の対応はされておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず1つ目の個別計画の対応でございますけれども、単独の地方債ですと、あと交付税措置もないということで、大変難しくなってくると思われまして。ということで、なかなか単独の事業については今後は難しくなってくると思っております。

それとあと償還のピークでございますけれども、先ほどいろんなもので交付税措置なり、あと財源措置なども活用してまいっておりますので、そういうところで交付税等で算入されてきているということで、それを財源に償還をしていくということで考えているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今後、合併特例債を使った事業はできない、単独でやるとすれば町債を発行しなければなりません。また、有利な交付税があれば別なんですけれども、大変これからの事業進捗については厳しいと思います。ですので、60何億円あるから使ったということだけど、私は計画性に欠けておったということを指摘したいと思います。

国は、令和2年にこれが終わりますから、再延長として5年の延長が申し入れによって認められるということですが、当町の場合はどのようにお考えされているのか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 先ほどご答弁いたしましたけれども、次年度から愛知中学校等大規模増築事業ということで控えておりますので、そちらに充当させていただくことを思っております。

万が一、こちらの事業が遅れたりということがございましたら、それにつきましては今現在、合併特例債がさらに5年ということで、令和7年までということで5年間の延長が認められておりますので、新町まちづくり計画を5年間延長していくというようなことを思っているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ということは、合併特例債をあと5年間延長されるということですか。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 令和２年度までに使い切る予定でございますので、今のところは延長する予定はございません。

○議長（竹中秀夫君） ５番、村田君。

○５番（村田 定君） 償還時期がピークになるということで、合併特例債は発行できないということになりますと、自主財源でやっていかなければならないということからすると、当町の場合、法人収入も減少しておりますし、しっかりとした見通しを立てて臨んでいただきたいと思います。

それと、今、滋賀県には１３市６町ございますが、６町の中で合併したのは愛荘町のみであります。あとの５町は合併をされておられません。しかし、残念ながら合併されてない方が経常収支比率も低いし、そういうふうな非常にアンバランスではないかな。

合併というのは財政力強化というものが大事でございますので、それが６町の中で愛荘町が一番悪いと、合併して一番悪いということは何が原因なのか、どのように把握されているのかお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 県内６町の中で、平成２９年度経常収支比率が最下位ということで、最も悪かったということございまして、このことにつきましてはいろいろな要因がございますけれども、やはり私が分析する中では、２万人のまちになって、それぞれ施設についてもそれぞれ２つずつあるということございまして、そのところをしっかりとこれからやっていくということで、そういうことが一番の原因かと思っておりますし、それと、町内の主要法人の法人税につきましても、相当、合併当初から比べますと減少をしている状況でございますので、それによってもすごく財政の分析が下がってまいりますので、その辺も大きな原因、これはあくまでも法人税の話をしておりますけれども、その点では、数字的には影響があったのかなということを思っている状況でございます。

○議長（竹中秀夫君） ５番、村田君。

○５番（村田 定君） 経常収支比率は急に悪くなるものではないので、計画が十分ではなかったのではないかなといったことを指摘したいと思います。

次に、愛荘町に合併以後も秦荘地区・愛知川地区と日常表現していますが、一体感を持つためには、秦荘・愛知川を使用せずに、東区・西区などの表現にできないか、お尋

ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 「合併以降も秦荘地区・愛知川地区と日常表現しているが、一体感を持つためにも、秦荘・愛知川を使用せずに、東区・西区などの表現にできないか」について、お答えをいたします。

愛着を持って長く住み慣れた地域の方にとっては、無意識のうちに秦荘や愛知川と表現されているように感じております。合併以降 10 年以上が経過し、今後も徐々に旧町の名称は薄れるものと考えていますが、例えば中学校区では秦荘学区と愛知川学区となることから、秦荘・愛知川を一切使用しないことは難しいと考えます。また、議員から東区・西区のご提案もいただきましたが、仮に使用する場合は、その名称を浸透させるには同様に相当な時間がかかるのではないかと推察をいたします。

合併以降誕生した若い世代も町の人口の約 14%で、この比率今後ますます増えていきます。いずれにいたしましても、あらゆる機会を通じて「愛荘町」を認識していただくことが重要で、一定、一体感は醸成されてきているものと感じております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 合併した以上、やはり愛荘町としての一体感を持つという意味から申し上げているわけございまして、現在、観光協会また老人会またグラウンドゴルフ大会等々、旧町の名前でやっております。

しかし、次世代にそういったものを残さないように、時間はかかると思いますが、やはり「愛荘町」で一体感を持つように、次世代には残さないようにしていただきたいと思います。

それでは、合併については最後、町長にお尋ねしたいと思います。数値目標、8 年で総合管理計画を策定されました。しかし、このシミュレーションを見ていると、2026 年ということで、合併後 20 年を経過します。もっと早くやらなければ、手をつけていただかなければ、いけない問題だと私は思います。そこで、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

もう 1 点、合併特例債の考え方は、「住民と行政の協働」という理念のもとに、住民との対話に心がけ、真に住民が必要と考えている事業に限定してやるべきだと思っています。そういった 2 点について、お尋ねを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど村田議員から、合併の歩み、そして行政の施設の管理のあり方であったり、そしてまた合併特例債の計画性はどうだったのかということでご質問をいただいております。

私も昨年から就任させていただいて拝見をしております中、また、故郷を見てきている中で、いろんな施設ができてきて大変ありがたいのと、例えば給食センターも立派なものができたとか、スポーツ施設のナイターが点いているときれいであるとか、プール等々も大変立派なものが旧町の頃からあるなと思っておりました。

施設の統合であったりということは、スピード感を持ちながら進めていきたいなと思っております。それに関しましては住民の方々の思いに寄り添いながら、とはいえ将来を見通して事業を進めていかねばならないので、より行政も説明を果たしながら、またその点におきましてはそれぞれの字であったりから、大きなご信任を得て議会におられる先生方の地域に対してのいろいろなお力をいただいていく部分は率直にあるなと思っておりますので、行政の皆さんももちろんですが、ぜひ進めていくためにも先生方のお力を地域に、より説得等々もお力をいただいてきたいなというふうには思っております。

特例債に関しまして、住民そして行政の対話の中でこれからの使途をしっかりとしていくべきだということをおっしゃっていただいております。残りの部分に関しましては、やはり新たな愛知中学校の増築にほぼ充てていくことになる部分が多いと思いますが、現在、中学校の部分に関しましてはPTAの方々には、設計は共有をさせていただいて、あとはスポーツをされております柔道であったり剣道部の方々とも意見のすり合わせということは行いました。全体を通してみますと、ご意見をいただいていることに率直に応えられていたのか、もしくはちょっと遡るのであれば、計画ができて、これ以上動かさませんというところになってから住民の方にお知らせしているような傾向がどうも強かったんじゃないのかなというふうにも思っておりますので、今後の進め方においてはやはり、計画の部分から住民の皆さんの率直なご意見をいただいたうえで、意思決定や合意形成をしていくという進め方もできれば、町民の皆さんもできてうれしいなという共感を持ていただけるのかなと思います。ありがとうございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次、2点目、町の入札における指名について、お尋ねします。

現在の愛荘町の入札制度は、町内業者よりいろいろと不満を聞いております。公平・公正な立場での執行はそのとおりであります。また、町外の業者（準町内）にも指名されており、町に貢献がありません。また、町内の産業の育成にもなりません。

周辺の市・町は地元の業者で指名入札をしています。また、愛荘町の業者が指名もされない聞き及んでいます。町内業者育成の立場から、入札指名の見直しを求めます。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 村田議員ご質問の「町の入札制度の見直し」について、お答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、町内事業者の育成につきましては、入札制度の見直しを進めるうえで大事な要素であると認識をしております。

本町の入札制度につきましては、建設工事および測量建設コンサルタント業務につきましては一般競争入札、物品・役務の提供については指名競争入札で実施をさせていただいております。毎年、年度当初の事業者向け入札契約概要を公表させていただいておりますが、公正透明な入札制度を確保しながら、発注方式の見直しも毎年行っております。

その中で、建設工事（土木工事）の一般競争入札では、現在、予定価格 1,500 万円未満は町内事業者のみで実施をさせていただいており、また、一般競争入札における参加条件につきましても、町内事業者の参加条件を緩和するなどの措置を取らせていただいております。

指名競争入札につきましては、入札参加資格審査申請書の受付をした登録事業者の中から指名をさせていただいており、まずは町内事業者から指名を行っておりますけれども、町内の登録事業者数が少ない場合には、町外登録事業者を含めるなど地域の枠を広げて指名事業者を選定している状況でございます。

ご質問いただきました町内事業者育成の観点から、町内事業者のみの入札実施については、公正透明な入札制度を確保しながら、今後も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 町内に業者が 1 社とか 2 社しかない場合は、これは当然、町外に、この地域内での発注をするのがいいと思うのですが、特に土木なんかは町内業者だけでも 30 数社あって、この近隣では愛荘町が一番充実している町内といわれて

おります。

そういったことで、災害とか大雪の時の除雪の時に協力していただける、ギブアンドテイクが私は必要ではないかなと。そういったことで、町内に業者があるものにつきましては、工事の発注方式で見直してほしいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 再質問いただきましたことにつきまして、ご答弁申し上げます。

今ほどご答弁申し上げましたけれども、公正透明な入札制度を確保していくという観点から、町内業者のみの指名競争入札的なものをおっしゃっておられるのかなと思うのですが、合併と同時に一般競争入札制度に取り組みさせていただいてきたということ、入札の公平性・透明性を確保する観点から、そういったことを進めさせていただいておるということでございまして、できるだけ参加条件を一定枠を広げたりということではさせていただいておりますけれども、そういった形での対応ということできさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 町内業者育成という立場から、ぜひとも見直しのできる部分から町内業者に指名をお願いしていただければ、また愛荘町の税収のアップにもつながると思いますので、ぜひそういう形をお願いしたいと思います。

次に、3点目の町有地の有効利用について、お尋ねをいたします。

まず1点目、昨年から今年にかけて、愛荘町に観光に来ていただいている観光客は急増しています。愛知川観光協会の営業が大きな力となっています。関西圏・中部圏を中心として旅行業者に愛荘町観光パンフレットを渡してPRされ、大手観光ツアー会社6社ぐらいより評価していただいております。

今、ブレイクしている原因は、当町には観光資源がいっぱいあることです。「手しごとの技に触れるまち」として、愛知川びん細工てまり、滋賀県伝統的工芸品の秘密の解説、また「びんてまりストラップ」の制作体験、また、滋賀県伝統的工芸品「近江上布」麻織物の最高峰といわれております近江上布の魅力にふれる、伝統産業会館にて解説され、伝統工芸士による実演。機織り体験、麻糸つむぎ体験など、「どうやってつくるの?」と、特に女性の方を中心に大ブレイクをしています。

そのあとには、豊満神社に参拝されます。国指定重要文化財の「四脚門」「美人の木」

「ハート石」等を堪能され、800 年以上歴史のある神社を参拝されます。また、御朱印も「令和」になってから多く来られておられます。

観光の営業に行く時も、電話でPRする時も、問い合わせがある時も、必ず「大型観光バスの駐車場があるか」「公衆トイレがあるか」を確認されます。今後、町内外から観光客を受け入れるためにも、しっかりとした町の観光客を受け入れる体制をつくる必要があると思います。

そこで、旧豊満町営住宅の跡地に、町営の大型駐車場と公衆トイレの設置ができないか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 村田議員ご質問の「町有地の有効利用」についてということで、お答えを申し上げます。

愛荘町内には5か所の町営住宅跡地があり、そのうち2か所は一般公売により売却済み、1か所は愛知川小学校の駐車場として昨年度完成しており、残り2か所のうち1つが議員ご質問の豊満団地跡地でございます。

旧町営住宅跡地につきましては、沓掛団地跡地以外を処分するということで進めさせていただいており、このことにつきまして平成24年3月の全員協議会でご説明をさせていただき、以降、完了した案件につきましては議会へご報告をさせていただいているといったところでございます。

現在、豊満団地跡地につきましては、豊満神社との協議の上、神社前の道路の整備を進めており、道路法線が豊満団地跡地に一部かかるため、工事完了後に処分の計画をしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 先ほど申し上げましたように、今、観光客がたくさん来ていただいております。5月だけを例にとって実績を見てみますと、観光バスが200台以上、また観光客が2,000人以上来られている現状であります。

そういった時に、今度、豊満神社前の道路が整備をされまして、もう少し拡張されます。長年、豊満神社さんの了解が取れなくて前に進まなかったのですけれども、灯籠等を動かしていただいて、やっとそれができるようになりまして、今年測量して、来年に工事というふうに聞いております。

そうしますと、豊満神社としてはその土地の代替として一定の補償をいただかれると

思います。そしてそれに豊満住宅跡地にかかる、工事完了後に処分を計画している、処分を計画しているということは、非常に町民にとってみたら寂しい言葉であります。なぜかと言えば、町有地は町民の共有の財産であります。処分するということは、もう要らないから処分するのであって、本当に今の町有地、町の財産の土地を将来のまちの観光、また災害の時の避難場所等々による広場、そういったものが当町には不足していると思います。今の豊満住宅跡地は愛荘町の住宅も開発された中心地とします。そういったことから、やはりそういうふうな大型観光バスも来られ、また県外から来られた車が安心して停められる、またそこにトイレを設置して、町民サービスをする。それが町としての観光客の受け入れ姿勢ではないかなと。ぜひこれは、処分するというふうな言葉ではなくて、そういうふうなことも検討委員会で見直していただきたいということで、もう一度答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 今ほど、再度検討していただけないかと、そういったご意見かなと思っております。

公共施設等のあり方に関する調査研究特別委員会ということで、25年12月に、その中で町営住宅跡地についての一定の方向性を協議をしていただいて、提出をしていただいております。その中で、そういった土地については売却という方向でいきましょうということでございますけれども、遊休地の処分を進めていくということについては、昨今の厳しい財政事情に対し貴重な財源となっていくということでございます。また、町民の方の財産をお預かりをしている立場として、行政上、将来的な必要性を総合的に検証しながら、行財政改革の一環として有効的に活用できるよう研究してまいりたいとは考えております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ぜひそのように、町民の財産を有効に活用していただくようにお願いしたいと思います。

トイレの問題につきましては、いろいろな管理等々も言われておりますけれども、やはり観光客が一番言われるのはトイレ、そして観光ツアー会社が言われるのは食事するところがあるかということです。今、愛荘町の豊満地先でバス3台分で食事していただけるように、今、業者も開発していますし、秋には完成します。そういったことで、地域としては一生懸命取り組んでいるわけですから、そういうふうな受け入れ体制も十分

に行政としてもしていただいて、やはり応えていかなければいけないということを付け加えておきます。

次に２点目の、旧警察跡地についてお尋ねします。町の中心地に位置しますが、老朽化した建物が町民さんの多くの人は何であったかも知らないし、今後どのように活用されるのか知らせていません。町の中心部に劣化した建物があることに違和感があります。商業地の中心でもあり、町のイメージが大変悪く、早急に対応を求めます。

また、駐車場も進入禁止として入口も閉鎖されています。来町者や商業地で来客者などに、町の駐車場として開放して住民サービスの向上として取り組むことができないか、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 町有地の有効利用ということでご質問いただきました、「旧愛知川警部交番の有効利用について」ということで、お答えさせていただきます。

旧愛知川警部交番につきましては、当時、公共事業用地としての先行取得をさせていただきましたけれども、利用計画や財源確保の課題等から、現在も取得当時の状態ということでございます。現在、建物はライフラインをすべて切っており、倉庫として活用をさせていただいておりますけれども、昨年度策定いたしました「愛荘町公共施設（建物）個別施設計画」に基づき、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、駐車場としての開放ということでございますけれども、職員の駐車場として利用していない部分につきましては、長期的な使用許可はさせていただいておりません。町の事業やイベント、他団体等の一時的な使用のみ許可をさせていただいております。長期貸出や開放ということになりますと、その地理的立地条件から契約者以外の方の駐車や無断利用など管理が難しいということ、また、公の土地ということで恒常的になる危険性を危惧をしております。

また、皆様の記憶にも新しいと思いますけれども、昨年度、台風 21 号により町内各所に大きな被害が発生しております。その際、災害廃棄物の受け入れを当該地で実施させていただきました。こんなことは起きてほしくはないのですが、こういった緊急時に備える意味でも、長期的な使用や開放は考えておりません。

議員ご質問の旧愛知川警部交番をはじめとし遊休地の有効利用については、適正な財産管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 今、愛荘町内には多くの観光客も来ていただいていますし、あの警察跡地の前は幹線道路でもございますので、日々多くの町民さんが通られております。そういった時に、あのようなイメージが大変悪いものがあるということは、非常に違和感を覚えます。

今の答弁ですと、緊急時に備える意味でもと言われる、そういったことでは考えられると思いますし、このまま5年10年も今のような状態で計画のないまま放置されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 今ほどもご質問にお答えをさせていただいておりますけれども、昨年度策定をいたしました愛荘町公共施設（建物）個別施設計画を策定していく中で議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） それは行政側の言われることであって、住民さんの声は皆さんの耳に届いていないかも知れませんが、私たちの方には、やはりあそこは非常に中心地だから、ああいった形で置いておくのはだめだと。民間の土地であれば指導はできるのですけれども、行政の所有だということになりますと、余計町民さんは怒りを覚えます。

ですから、建物をすぐに壊すということは無理かも知れませんが、駐車場をオープンにすることぐらいはされた方が、愛荘町の顔としてふさわしいのではないかな。あそこにあのような進入禁止にしておくと、全く閉鎖的なまちとしてとられます。ですから、多くの観光客、町内外の人が通られた時に、非常にイメージが悪い。これは何とか計画に乗せていただいて、ぜひお願いしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃっていただいていることは重々理解をしております。しかしながら、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、町の皆様の財産をお預かりしているといった観点から、その辺につきましては個別計画の中でスピード感を持って、どうしていけばいいのかということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 今の答弁でしたら、目先全然計画がないわけですので、このまま 5 年も 10 年もかかるかもわからない。そういったことで、町民が有効に使える場所、あそこの門を開けるだけで、別にお金はかからないわけですから、そういう住民サービスがあってもいいのではないか。実際通行される人、あの近隣の人に聞かれたらよくわかるのですけれども、そこらも行政に聞きたいのかなと思います。

だからやっぱり、管理とかいうことも言われますが、駐車場の管理というのは、駐車場を借りられたら自己責任で、自分自身で責任を持ってもらうわけですから、コンビニにしてもスーパーにしても駐車場は 24 時間オープンされていますし、そういったことで愛荘町としてはあそこを解放されても何らマイナスはないと。また、イベント等に使われる時は、それに貸せばいいわけですから、そういったことでもう少し弾力的に考えを変えていただきたいということで、もう一度お願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 今ほどご質問といいますが、ご意見いただきました部分につきましては、内部でどういったことがいいのかということは検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 内部でしっかりと協議していただいて、愛荘町の顔として有効利用をお願いしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

◇ 河村善一君

○議長（竹中秀夫君） 次に、10 番、河村善一君。

〔10 番 河村善一君登壇〕

○10 番（河村善一君） 10 番、河村善一、一般質問を行います。

1 つ目、愛荘町の教育の視点および理念について問います。昨年策定された「第 2 次愛荘町総合計画」では、基本構想を平成 30 年度から 10 年間、基本計画では前期・後期として 5 年間を目途に発表されました。教育について多く触れられており、徳田教育長にその考えを問うていきたいと思います。

質問は 5 つありますが、その質問の 1 つ、今回、『広報あいしょう 6 月号』の「教育長ご挨拶」で、昨年策定された第 2 次総合計画に触れ、めざすまちの姿を「愛着と誇り。

人とまちが共に響く「みらい創生のまち。」とし、視点として「つながり」「こころざし」「にぎわい」「やすらぎ」「かがやき」を掲げています。この5つの視点は、自身がこれまでの教育実践の中で大切にしてきたこと、今後も大切にしていこうべきと考えることと、見事に重なっています。

「愛荘町に住み、集うすべての人々がそれぞれに光り輝き、育ち高まりあい、自身の将来や社会の未来を豊かに切り拓いていけるよう、5つの視点を念頭に教育の力を発揮していきたいと考えています。」と述べられております。5つの視点について、より具体的にどのようにとらえられ、教育に活かしていけるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 河村議員の「めざすまちの姿として5つの視点について、具体的にどう捉え、活かしていくのか」のご質問にお答えいたします。

議員にご紹介いただいたとおり、総合計画の5つの視点は、教育理念と重なるところ大でございます。「つながり」とは、自身の教員としての気づきを最も多く受けた同和教育・人権教育が示す重要な理念であり、これからの時代の真の幸福を考える中では、年代その他を問わず、誰にとっても不可欠のものであると考えます。

「こころざし」は、学びの原動力であります。ある識者が指摘したとおり、夢・志・理想を語ることは「学欲」を生み、「学欲」は「学力」につながります。その意味では、キャリア教育の充実が求められます。

「にぎわい」とは、人が育ちあう場面で言うなら対話・交流であり、そうしたことの繰り返しは、物事の本質を掘り下げることや深い学びへと到達することになります。それは、学校教育・社会教育ともに当てはまるものであります。

「やすらぎ」のベースは安全・安心であり、それがなければ豊かに心身を育むことは困難であります。教育によって「やすらぎ」を覚えることができれば、それは「うるおい」につながると考えます。

5つ目の「かがやき」は、すべての人が自身の個性・持ち味・強み・よさ、あるいは可能性といったものを発揮することこそが、人が輝くことであり、自身や社会の未来を拓くことにつながるものと確信しております。

時代は「超スマート社会（ソサエティ 5.0）」へと加速する中、私たちの生活のあり方は、否が応でも変えられていくことになります。しかしながら、教育には「社会に役立つ有能な人間の育成」だけでなく、「自らの人生の充実」という不易の目的があること

を忘れず、教育行政にあたってまいる所存でございます。以上。答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） 質問2に入ります。

平成27年度～平成31年度の愛荘町教育大綱および愛荘町教育振興計画の基本理念は、「夢と志をもち、共に未来を拓く人づくり ～基盤は「五愛十心」の教育理念～」であります。前教育長は「五愛十心」の教育を述べられてきましたが、第2次愛荘町総合計画では一言も触れていません。今後、五愛十心について、どのように考えられていくのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 河村議員の「五愛十心について、今後どのように考えていくのか」のご質問にお答えをいたします。

西澤議員のご質問にお答えいたしましたように、「五愛十心」は平成23年、当時の教育長より教育理念として示され、現行愛荘町教育大綱にも基盤として位置づけられ、その浸透と教育活動への具現化を図ってきたところでございます。

しかしながら、今、学習指導要領が改訂されたこと、また、ソサエティ5.0（超スマート社会）の潮流が押し寄せていること、昨年、上位の計画である第2次愛荘町総合計画が策定されたこと等を勘案し、「五愛十心」については次のように考えております。

現行教育大綱の中に位置づくものであり、基盤としてその考え方等は今年度も継承すべきものでありますが、先に述べた理由により様々な角度から見直しを図っていくことは、時代の要請であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） 五愛十心につきましては、前教育長ともこの一般質問の中でお話をいたしました。五愛十心、いい言葉なんですけれども、その五愛十心という言葉だけがひとり歩きしておって、魂が入ってなかったのではないかなと。だから、各学校の教育計画の中に五愛十心の言葉はありますよ、あるのだけれども、五愛十心は実際に何なのかと。五の愛、十の心、そのことをもっと教育長は述べるべきだったなと私は思うのです。

そのことを述べずして、五愛十心ばかりの言葉があるのは、なんか魔法の玉手箱のようなことであつたのではないかなと。だから私は今回、教育長は見直すとおっしゃるの

で、大いに賛成なので、子どもたちの言葉で語られる教育理念であってほしいなと私は思っています。だから大いに期待、教育長になって今すぐできるということはないでしょう。皆さんの声も聞いていただいてやっていくべきかも知れませんが、これからの子どもたちの、言葉としてその言葉が一生自分の心の中に息づいてくれるような言葉をつくってもらいたいなと。五愛十心という言葉だけでは生きていけないです。魂が入るべきだと私はも思いますので、それはぜひお願いしていきたいと思いますが、教育長の考えを問うていきたいと思っています。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの「理念を表す言葉がいかにか、特に子どもたちあるいは住民の皆さんの中に浸透するかという、そのことをどういうふうにか考えるか」というご質問であったと思います。

ご指摘のとおりであると思います。昨日より私が教育理念を表す言葉として、「人が輝き 人が育つ、未来を拓く愛荘の教育」というふうに申し上げておりますけれども、この中には基盤としての五愛十心の考え方も入っておりますけれども、人生 100 年というようなことも見据えて、教育という部分でできるだけ多くの人が教育の力で自分の人生を豊かにしていただきたいということもありまして、できるだけわかりやすいフレーズでお示しするのがいいのではないかと個人的には考えております。

そういう意味で、今、教育大綱を新しいものに作り変える、これから作業をしていくわけですが、できるだけ間口を絞り込み過ぎず、多くの方からわかりやすいと言っていたようなものを考えてまいりたいなと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 10 番、河村君。

○10 番（河村善一君） 次の質問に行きます。

質問 3、新しい愛荘町教育大綱および愛荘町教育振興計画が令和 2 年度からスタートすることになっています。来年度からの取り組みでありますから、その準備に入っておられると思いますが、その取り組み状況とそのポイントはどこにあるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 河村議員の「令和 2 年度からスタートする愛荘町教育大綱のポイントについて」のご質問にお答えをいたします。

教育長就任以来、今後の大まかな教育理念をどのようにするのか、あるいは具体的な

学力向上策をどのように焦点化していくか等をこれまで整理してまいりました。一定の整理がついた今、策定組織を立ち上げるべく、現在、人選の最終確定に入っており、その後、速やかに最初の会合を開催する予定でございます。

作成のポイントとしましては、国や県の教育大綱に準拠しつつ、愛荘らしさを盛り込むこと、第2次愛荘町総合計画の5つの視点を反映していくこと、人生100年を踏まえ生涯にわたる学びの充実を意識すること等でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） 次の質問に行きます。

質問4、教育長の不在が1年間続きました。このため愛荘町の教育行政に遅れがあったと思われます。このことについて、新教育長の所見を求めるとともに、今後の取り組みのビジョンと覚悟をお聞きいたしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 河村議員の「教育長の今後の取り組みとビジョンについて」のご質問にお答えをいたします。

1年間の教育長不在の期間に教育行政にどのような遅れがあったかということにつきましては、ご指摘の具体的な根拠の把握ができませんので、そのことにつきましては答弁を控えさせていただきます。

ただ、一般論といたしまして、町内全体を俯瞰し、学校園・関係機関・団体等と意見交換などを行いながら、学校教育、生涯学習、教育文化行政等の方向性を各方面に総合的に提示していく教育長の役割は重要であると、改めて感じているところでございます。

今後は、まずは新たな教育大綱を十分に練り上げ、1年ごとの目標を明確にしながら、「人がかがやき 人が育つ 未来を拓く愛荘の教育」の理念のもと、学力の向上、減メディ・親読書の運動、人と人との豊かにつながっていける力の育成、生涯学習のさらなる充実、スポーツ・文化の振興・発展等に尽力していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） 教育長の仕事は、幅があって幅がないというか、無限であるのかもわかりません。だから教育の、どれだけ、1年の遅れという言葉がよかったのかどうかわかりませんが、これからそれを取り戻すべくご活躍をお願いしたいと思います。

いますし、幅広く持てる力を発揮していただいて、愛荘町に住んでよかったな、ここの教育を受けてよかったなと。ここの学校で学び育った子どもたちが、故郷になるのだと私は思っているのです。同窓会の時には帰ってこようじゃないかということになると思うので、ぜひ愛荘の小学校・中学校を卒業して、大きく羽ばたいていただくような教育を目指していただきたいと思います。それは、自由選択で校区外に行かれる方を避難するわけではありません。でも、愛荘町で教育を受けたいという子どもたちをつくってほしい。あるいは、ほかのところから愛荘町の教育を受けたいから来たんだというような子どもたちもつくって、魅力ある学校づくりをお願いしたいと思っています。

それは本当に教育長が真剣になって提案していただければ、議員のみんなも応援されるのではないかと思いますので、そのことについてご意見・ご決意をお聞きしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいま非常に心強いお言葉をいただきました。子どもたちが愛荘町に対して誇りや愛着を感じると同時に、学校・園、そうしたところにも同じように、この学校に、あるいはこの園に通ってよかったと、そしてこの先生たち、この仲間たちとこの教育活動ができることは本当にうれしいと、そういうふうに言えるような子どもを育むことで、またその子どもたちが将来にわたって愛荘町に対して大きな発展させる力になってくれるというふうに思っております。

学校・園は、もとより地域とともにあるものでございます。そのあたりを肝に銘じまして、将来の愛荘町を担っていける、あるいはもう少し広く言えば、いろんな社会をいろんな形で支えていける、そうした子どもたちを育めるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） 私事でありますけれども、35歳まで東京にいて、そのあとこちらへ帰ってきて、子どもがここの、東京でそのまま勤めていたら東京の学校を卒業していたかも知れないが、こちらへ帰ってきた。同じ小学校・中学校・高校も卒業した子どもがいて、話題を提供して、今は東京におりますけれども、やはりこちらへ帰ってくるという意識が、そういうような意識で、やはり故郷というのはどこにあるのかなという、地域でもあるし、学校でもあるだろう。だから、同窓会があったら帰ってくる。先生のところに帰ってくるというところもあると思うのです。残念にも、ここから出て

いくというようなことのないように極力お願いしたいし、私自身はそれを期待できる教育長だろうと思いますので、そういう意味でお願いしたいと思います。次の質問にいきます。次は教育次長になりますけれども、質問5になります。

愛荘町のホームページの中の「教育」関連記事について、今まで何度も指摘してきましたが、今なお何年か前の記事のままであります。何点か指摘し、早急に新しいものに修正してもらいたいと思いますが、その対応についてお尋ねいたします。

1つ目、ホームページの中の愛荘町総合教育会議についてであります。昨年の11月20日にあった平成30年度第2回総合教育会議の議事録が載っていません。既に年度も変わり5か月が経過している。遅くとも教育会議の終了した翌々月には掲載すべきと考えます。また、次回開催の愛荘町総合教育会議の日程が、平成30年第2回愛荘町総合教育会議の日程（平成30年11月20日）になっており、平成31年度第1回愛荘町総合教育会議（令和元年6月25日）の日程が載っていません。この会議は公開され傍聴できるはずですので、新しい日程を載せてもらいたいと思いますが、そのことについてご答弁願いたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、教育のホームページに更新につきまして、お答えをさせていただきます。

これまで議員からは、ホームページの更新につきましてご指摘をいただいております。誠にありがとうございます。昨年11月開催の第2回愛荘町総合教育会議の議事録につきましては、大変遅くなりましたが、5月末日にホームページに掲載をさせていただきました。また、次回の令和元年度第1回愛荘町総合教育会議の開催日程につきましても、更新をさせていただいたところでございます。

随時最新の更新を掲載できておらず、大変申し訳ございませんでした。今後、可能な限り最新の情報を掲載できるよう努力してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） 同じホームページの「教育のおしらせ」欄で、「学校給食のあり方について提言されました」と掲載されていますが、学校給食のあり方の提言は、平成19年8月20日のデータのままであります。給食センターの今の状況を知らすべきと考えますが、どう思われますか。

また、【給食センターの概要】の「参考資料」欄で「給食センターパンフレット」が紹介されていますが、村西敏雄元町長のあいさつが載っています。既に町長も2代かわっておられるのでありますから、新しいデータに更新し、有村町長のあいさつを載せるべきだと考えますが、どのように対応されるか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 学校給食のあり方の提言につきましては、ご指摘のとおり平成19年8月に提言をされたものでございます。数十年前の情報を長年掲載してしまいました。適切な管理ができておらず、誠に申し訳ございません。ホームページからは削除をさせていただきました。

また、給食センターのパンフレット、また運営状況につきましては、新鮮な情報を発信していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） それに関連がございますので、質問2に行きます。ホームページの更新と資料のデジタル化について、3つの質問をさせていただきます。

町のホームページについてであります。町のホームページの問題点については、教育委員会だけではありません。実際に各課のデータを見た時に、古いデータ（写真）のままというところもあり、ここは改善した方がよいと思われるところが、素人目で見ても何点も指摘できます。そこで、次の点について質問いたします。

質問1、現段階で次の2点を改善するだけでも、各課のホームページを新しいものにできると考えられます。月1回は各課のホームページを点検する日を設け、修正・改善する。各課でホームページ担当者を決めるとともに、課長がホームページの全責任を持つようにするべきと考えますが、どうお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（石田正則君） 河村議員ご質問の「ホームページの改善点」について、お答えさせていただきます。

議員には、以前からホームページの古い情報の掲載についてご指摘をいただいていたにもかかわらず、まだ改善できていない箇所があり、大変申し訳ございませんでした。

ホームページは多くの住民の方が容易にアクセスし、必要な情報を入手いただく大切なツールであり、迅速かつ正確に最新の情報をお届けすることが肝要です。議員からご提案いただきました「各課がホームページを点検する日を設けること」「ホームページ担

当者を決めておくこと」「課長が責任を持って確認すること」、いずれも基本的なことであり、徹底してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） 次の質問に入ります。

昨年、同様の質問をいたしました。2019年（令和元年）度に大幅にホームページを改善するとの答弁でありました。今年度のこの事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（石田正則君） 2点目のご質問の「ホームページのリニューアルにかかる進捗状況」について、お答えさせていただきます。

現在のホームページは、平成25年3月のリニューアル以降5年が経過しており、各課で更新作業が容易にできない、また、多くの方が利用しているスマホやタブレットなどのデバイスに対応していないなどの課題があり、見直すこととしています。

今回のリニューアルは、デザインの見やすさはもとより、カテゴリーの分類や暮らしに関する検索機能など、利用者の使いやすさや、災害発生時の緊急対応、セキュリティ対策の強化にも対応する予定です。また、各課が責任を持って、迅速かつ正確に最新の情報を管理・更新することが可能となり、先のご質問でご指摘いただいた点も改善できるものと考えております。

現在、ホームページリニューアルにかかる業者の選定を終え、これから業者と詳細について協議する段階であり、年内の公開に向けて作業を進めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） できるだけ早く、また利便性の高いものを望んでいきたいと思います。電車の中でもよくホームページを見たり、ゲームをされている方もおられるかもわかりませんが、愛荘町を知るという時にはホームページがスマホ等では有効な手段ではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。質問3に行きます。資料のデジタル化についてであります。

町からの議案書・資料は膨大なものとなっており、その後の保存・検索等を考えた時に、資料のデジタル化は進められるべきと考えます。彦根市では全議員にタブレットを渡し、資料のデジタル化に取り組まれています。ほかの市町の議会でも積極的に取り組まれているところがあります。

そこで、次の点についてお尋ねします。愛荘町での取り組みの一步として、資料をPDF化したものをダウンロードできるようにするか、USBまたはCDで渡せるようにしてもらいたいと考えます。今後の取り組み状況について、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） それでは、議会資料のデジタル化について、お答えさせていただきます。

行政機関のペーパーレス化につきましては、庶務事務システムや電子決裁など一部の事務に取り入れ実施をさせていただいているところでございます。また、議会資料についてデータ化し、タブレットなどを活用している県下の自治体は、県を含め7団体、今年度導入予定が2団体ということになっております。

議員ご質問のように、議会資料につきましては議案書や資料が多くございますので、ペーパーレス化が実現すれば一定の効果が期待できるものと考えております。

ペーパーレス化を実現していくには、運用方法や情報管理、セキュリティの確保など様々な検討課題があると想定されますので、まずは議員の皆様でのコンセンサスが得られた中で取り組みをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） これは喫緊の問題というのは、やはりそれぞれ非常に段ボールいっぱい、議会だけでも2箱ぐらいになってしまう。それを毎年度になってしまう。それを一旦箱に入れてしまうと、なかなか引っ張り出して見ようとすることができない。でも、デジタル化しておく、検索することができる。

何が言いたいかというと、私、努力して自分は自分でやっているのですが、資料のデータ化にとっては役立っているのだけれども、この作業を一つやっていただければみんなが楽になるし、資料も省力化になるのではないかと考えているのです。

町ではどのような、議員だけではなく町自身がどのように考えられているのかということもお尋ねしておきたいと思うのです。町自身がそういう取り組みを考えていないと、議員でもなかなかそこまでいけないこともあろうかと思っておりますので、町自身はそこら辺についてはどういようなことを考えられているのか、お尋ねしておきたいと思うのですけれども、今どこまで進んでおるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 町のペーパーレス化ということでの質問なのかなと思っております。

先ほど少しお話をさせていただきましたけれども、例えば出退勤ですと、今まではタイムカードであったのが、出勤・退勤というふうに機械で打つというような仕組みに今は変わっております。今までですと、出退勤のタイムカード、休暇カードといったものを突き合わせながら、例えば暦年で休暇の付与とか、そういったのを管理をしておりました。それが今はすべて庶務事務システムという機械の中で一定突き合わせをしながら、集計をして計算をして、それぞれの個人の方に休暇の付与を、紙ではなくて電子で付与の通知をするとか、そういった形には変わってきているものもございます。

今おっしゃっていただいているような機械の資料のみならず、会議の資料につきましても、一定、機械で情報の共有ができるようにということで、庁舎内で LAN で引っ張ったり、一部無線というふうにさせていただいている部分はございますけれども、そういった中で、できるだけ紙を省力化しながら、そういった取り組みというのは進めさせていただいております。

ただ、県とか国から来るのがペーパーではなくデータで来たとしても、やはり実際に事務をしていくとなると、一定打ち出して処理をしていかなければならないというのも現実としてあるということで、できるだけ資料は極力両面コピーでありますとか、試し打ちとか、そういうのはできるだけ裏面利用とか、そういったものを活用しながらとか、そういった小さな努力ではありますけれども、そういったことでできるだけペーパーレス化になるようにということでやらせてはいただいております。

今後、当然、国なり県からのデータあるいは住民の方へ発行していくものについても、よりそういった形のものも今後出てくると思いますので、時代の潮流に沿った形で、そういった整備ができていけばいいのかなと思っております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 10番、河村君。

○10番（河村善一君） 最後に町長にお尋ねしたいと思います。

町長もデジタル化、非常に、タブレットを持って積極的に取り組まれている、活用されていると思うのですが、デジタル化は私は必要だろうと思うし、こういうものを利用して、より仕事改革用にも必要な部分もあるのではないかなと思うのですが、町長はどのように考えられているか。何かご所見があればお尋ねして、終わりたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。再質問ということでお尋ねいただきました。

以前から河村議員はデータ化について熱心にご意見をいただいております。その背景にありますのは、せっかくに頑張った資料ですから、そのあとも参照できるような形で保管して、また活用していくことが大事だとおっしゃっていただいていることになるのかなというふうに存じます。

デジタルのデバイスは、いろいろと活用を進めていくはずであるし、そうしていかないといけないなと思っておりますので、今ほど経営戦略課長からも話がありましたけれども、データ化に変えられるところはしていった、ただ、今までペーパーベースで動いてきている行政で、なかなか一挙に変えられないというのが頭の中にあると思うのですけれども、そのあたりは若手のチームをしっかり編成しながら、実際にはその担当もおりますので、よりスピードアップをしていければなと思っております。

タブレットを議会でも活用いただいたり、また県の方でも取り組まれているところもあります。先日、県の部長ともお話ししておったのですけれども、タブレットは非常にいいのですけれども、なかなか万能じゃないですねというご意見も率直なところとしてたぶんあると思うのです。私たち、紙をこうして3～4枚並べながら見られます。そうするとタブレットの場合は複数枚ほしいなということが実際的な感覚かなと思いますので、それには必要な経費というところもございます中で、将来的にはデジタル化にできるところはさせていただけるのかなと思っております。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時20分とします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時20分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（竹中秀夫君） 次に、12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江、一般質問を一問一答で行います。

まずはじめに、鳥獣被害防止対策について質問します。私の住んでいる石橋では、特定外来生物に指定されているアライグマが農作物に被害を及ぼしています。アライグマは雑食性で、農作物や家畜・漁業被害など多方面に及びます。また、ウイルスの媒介による狂犬病やアライグマ回虫による幼虫移行症があり、人やペットにも被害を及ぼす可能性があります。年1回繁殖し、1回に平均3～4頭を出産するので、高い増加率です。

彦愛犬鳥獣被害防止計画の中に「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律第18条第1項に、「アライグマの防除に資する取り組みを積極的に行う」と明記されています。

役場で捕獲檻を貸し出しています。役場で貸し出した捕獲檻で捕獲した場合は捕獲獣を引き取りますが、自費購入の捕獲檻で捕獲した場合については、役場では捕獲獣を引き取らないとのことです。その理由について答弁を求めます。

自費購入の捕獲檻の場合でも、役場が捕獲獣を引き取ることを求めます。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 瀧議員の「自費購入の捕獲檻で捕獲した場合、捕獲獣を引き取らない理由は何か」について、お答えします。

鳥獣の捕獲等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）第8条の規定により、許可を受けた檻でないと捕獲等ができないこととなっています。個人が自費で購入した檻を許可なく自由に設置して鳥獣の捕獲はできませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、町が貸し出す檻については許可を受けており、外来種であるアライグマが捕獲された場合は引き取りをさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

許可を受けた檻でないと、自分で買った檻で許可を受けてないと捕獲ができないというふうに答弁があったのですけれども、自費購入の檻の場合、許可を得ることはできないのかどうか、得る方法があるのかどうか、あるのならどういうようにしたら許可が得られるのかについて、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 瀧議員の再質問にお答えいたします。

自費で買った檻について許可がおりるのかというような趣旨の再質問であったかと

と思いますが、基本的に許可を受けるには狩猟免許が必要ということになっています。しかし、自宅敷地内であるとか自分の農地については、それは受けようということになっておりますが、しっかりと計画を立てて申請をすると、その申請先については県の中部森林整備事務所に申請をいただくということになりますが、その辺をきっちり計画を立てて申請をしていただくということになります。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

最初の答弁にありましたように、自費購入の檻についてはそれができないというような内容、そういうことについてはわりと一般的に知られてないように思います。このようなことに対する指導、そして啓発はどのようにされているのか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 瀧議員の再質問にお答えいたします。

一般にあまり知られてないというお話で、啓発はどのようにしているのかということですが、年に1回、農業組合長会議等がございまして、その折には被害を与える獣が出た場合には、檻を貸し出しさせていただきますということで啓発を進めているところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

そのような説明をされている限りは、貸し出しのものが不足状態になっていると、自由に、本当に被害が多い場合、1頭とは限らないので何回でも捕獲する場合がありますので、檻が十分に貸し出す場合でも行き渡らないことには、自費で買ってというような考えに至るのではないかと思いますけれども、貸し出す檻も増やしてほしいとも聞いていますけれども、現在足りている状態なのか、今後の計画についても答弁を求めます。それが十分に行き渡らないと、自分で買ってでもという方が出てこれると思いますので、それについて答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 瀧議員の再質問にお答えいたします。

町の檻について、不足状態であるのか、足りている状態なのか、今後の計画はあるのかというご質問であったかと思います。

まず、現在貸し出しさせていただく檻は6基ございます。その前までは4樹基という

ことで、4基の時には非常に順番をお待ちいただくということもあったように聞いておりますが、6基にしてからはある程度行き渡っているということでございます。

今後の計画につきましても、今年度もう2基を追加させていただきまして、4基から言いますと8基ということで、貸し出し用檻を増やすということで、皆さま方にご迷惑が掛からないようにしていきたいなと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問をさせていただきます。次は地域医療について質問します。

地域医療については、愛荘町は彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町で構成される湖東保健医療圏の中で取り組みが進められていると把握しています。地域の医師数の減少や高齢化の進展などにより在宅医療のニーズが増しているため、医療と福祉が一体となって在宅療養生活を支えるための地域医療の拠点施設として、彦根市保健・医療複合施設「くすのきセンター」がありますが、構成町それぞれの状況の違いがありますので、愛荘町の医療の実態と対策について、どのような見解を持っているのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほどの瀧議員のご質問の「愛荘町の医療の実態と対策について、どのような見解を持っているのか」について、お答えさせていただきます。

愛荘町の医療の実態につきましては、町内の8診療所、湖東保健医療圏域にあります4総合病院のご協力を得ながら、地域医療と在宅医療の推進を図っているところでございます。

まず、休日の診療につきましては、町内の8診療所と町外の3医療機関で休日急病診療を当番でお願いしており、年末年始・祝祭日につきましては、今ほど言っていました「くすのきセンター」で彦根休日急病診療所を開設し、平日・休日・年末年始・祝祭日の急病診療にも対応できる体制を整えているところでございます。

また、町内の先生方につきましては、病気や健康問題を気軽に相談できる「かかりつけ医」としての役割も担ってもらっておりまして、地域に密着した医療を提供していただいているところでございます。

このような状況を踏まえまして、今後の地域医療、特に在宅療養生活をチームで支えられるように、愛荘町では医歯薬連携会議（町内の医師・歯科医師・薬剤師等が一堂に

集まり、愛荘町で安心して生活し続けられるための医療の確保、生活支援の連携についての検討会）を開催し、チーム医療が行えるような体制整備を検討しております。

また、湖東保健医療圏域では、住み慣れた地域で最後までその人らしく生活し続けられる地域づくりのため、医療・保健・福祉・介護等の連携を図るために協議・検討を進めているところでございます。

現状では、地域の診療所では賄えきれない医療の確保として、総合病院からの医師の派遣・往診、訪問看護ステーションの役割・分化、包括的病棟の活用等で、在宅生活を支える医療と福祉の連携を進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

今答弁いただきましたが、町民の方は高齢になって運転免許を返納した時に、身近に通える病院があるだろうか、また、往診してもらえるのだろうかなどの不安がある、そういういろいろな町民の方の声をお聞きしているところです。高齢者になれば、医療だけでなく介護の問題も同時進行されます。国が地域包括ケアシステムを提唱し、第7基高齢者保健計画および介護保険事業計画にも、「医療・看護・介護の連携強化」の施策が明記されています。

今、歯科医師の先生も入ってのお医者さん同士の話し合いの場なども答弁されておりましたが、「8020運動」もありまして、80歳まで20本の歯を保つということで、訪問歯科ということも取り組んでおられる地域もあります。内科だけではなく歯科などほかの分野の往診もできる医院が増えることや、また夜間の急患に対応できるようになることが、町民の安心につながることを考えるのですが、それに対する見解と、その対策がどうなのかということについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほど何点か質問いただきました。

まず、往診についてお答えさせていただきます。先ほども答弁で述べさせていただきましたように、我が町の8つの診療所だけでは賄えきれない部分がありますので、病院から先生が来ていただけるような仕組みが湖東圏域の中で広がっておりますので、そこら辺の安心確保をさせていただいております。また、病院と病院の連携あるいは病院と診療所の連携、そこから診療所と診療所同士の連携ということで、連携が広がりつつある

現状を申し添えておきます。

次に、訪問歯科診療についてのご質問があったかと思います。うちの圏域につきましては、湖東歯科医師会に先生方はお入りになっていらっしゃると思います。そこでは訪問歯科診療がすごく進んでおりまして、我が町の歯科の先生は訪問診療を積極的に行っていておりますので、安心してかかりつけの歯科の先生のところにご相談いただければ、先生から、その先生ができない場合は湖東歯科医師会の方に連絡をして訪問等していただけるという体制をつけさせていただいている状況です。

また、夜間の診療につきましても、4病院、休日・土曜日・日曜日につきましては、彦根中央病院等も常に開いているような状況を担保しておりますので、そういう意味では湖東保健医療圏域につきましては、4病院がそれぞれの特長をとらえながら機能を果たしていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） どうもありがとうございました。

国の方では2025年問題を見据えて、地域医療構想を各県で立てて推進するような取り組みが、国をもととして進められているとのことで、また昨年にも改訂医療法および医師法というのか成立しまして、都道府県における医師確保対策を進めるための医師確保計画の策定、医師の派遣調整等ができるようにするための地域医療支援事務の見直し等がされ、医療従事者の確保のために国から地方に予算計上されたということも出ているわけですが、だから結局、国・県・愛荘町の取り組みも本当に目的としては共通していると思います。

国・県・町の動きがあるわけですが、どのように関連をされているのか。わかりにくい部分がありますので、それについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほどの質問、国・県・町の動きということでご質問いただいたかと思います。

もちろん国・県の方向に従いまして、町も動いておりますけれども、なにぶん町単独でできることは限られておりますので、そういう意味では県の力を借りながら、湖東保健医療圏域の医療の充実を図りつつ、町としてもできれば地域包括支援ということで、安心して住めるまちづくりということで、先ほどのご質問にもありましたように医療と介護の連携ということで、説明不足にはなりましたが、医歯薬連携会議の中に介

護支援専門員ケアマネージャーさんも入っていただいて、生活支援というところも一緒に考えさせていただいているという形で、国の方針、県の方針、そして町の課題を検討しているような状況でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問をさせていただきます。最後になりますが、保育料の無償化について質問します。

幼児教育・保育を一部無償化する改訂子ども・子育て支援法が5月10日、参院本会議で成立しました。幼児教育・保育の無償化は、安倍晋三首相が2017年の総選挙前に選挙目的で打ち出したもので、今年10月からの実施を狙う消費税10%への引き上げを財源としています。

安倍政権は、幼児教育・保育の無償化をうたい、宣伝しようとしています。その中身は、子どもの権利を保障するためのものではなく、今後の無償化や保育施設の拡充を進める際にも消費税増税が迫られかねないなど、数多くの危険を含んでいます。

消費税には、低所得者ほど重くのしかかる逆進性があり、経済的困難に苦しむ世帯をより一層追い詰める悪税です。そのうえ、保育料は所得に応じて傾斜配分されており、住民税非課税の一人親世帯などの保育料は免除されているため、低所得者層には無償化の恩恵はきわめて限定的か、全くなく、消費税増税による痛みだけが押しつけられることになります。さらに、安倍政権は幼児教育・保育の無償化の財源を消費税増税に求めているため、今後、無償化や保育施策の拡充を進めるために、さらなる増税が迫られかねません。すべての子どもに良質な幼児教育・保育を費用の負担なく提供するというのなら、その財源は所得税や法人税などの応分負担で公正な税制によって賄われる必要があります。

保育制度は、政府・与党によって規制緩和路線が推し進められた結果、質・量ともに深刻な課題を抱えています。とりわけ、待機児童を解消するための認可保育園の整備、保育士の配置基準や処遇の改善は、待ったなしの課題です。そうした課題に真正面から向き合わず、選挙目当ての無償化を無理やり優先させるだけでは、矛盾は拡大するだけです。日本共産党は、保育の質・量を確保しながら、保護者の負担軽減を進めるよう提案しています。

改正法では、無償化にかかる市町村の負担割合が対象施設によって異なります。私立保育園は国から2分の1補助が出るのに対し、公立保育園は市町村の10割負担となり

ます。これでは、公立保育園が多いほど自治体の負担が増えることになります。保育経験を長年積み重ねてきた公立保育園は、研修や相談先、手のかかる困難事例の受け入れなど、保育の質を確保するうえで重要な役割を果たしています。また、自治体の指導監督や巡回指導の人材の供給源としても欠かすことができません。

ところが、公立保育園の運営費が一般財源化された 2004 年以降、公立保育園の施設数が激減し、公立保育園に勤務する保育士数も過去 14 年間で 8 割に減少しています。このうえ、無償化でさらに市町村の負担を増やせば、民営化がさらに加速し、自治体が保育に責任を負う公的保育制度が後退することは避けられません。

今回の無償化によって、これまで保育料に含まれていた食材費が、公的給付から外されて実費徴収の対象となります。給食もおやつも保育の一環で、なぜここだけ切り出して実費徴収なのでしょう。給食費の実費化で負担増になる世帯も出る可能性もあります。格差と不公平を広げるやり方は問題です。

以上、保育料の無償化にかかわる問題点を申し上げましたが、次の 4 点について質問します。

まず 1 点目に、改正法が成立して無償化になる見通しとはいうものの、法律に「無償化」が明記されていません。どのように解釈するのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 瀧議員ご質問の「改訂子ども子育て支援法が成立して、保育料無償化になる見通しとはいうものの、法律に「無償化」が明記されていない。どのように解釈するのか」について、お答えをさせていただきます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律では、認可保育所等の保育料のように無償化にするものと、認可外保育所や病児・病後児保育事業等の利用料のように、償還の方法を取るものがあることから、「無償化」という明記はなされていません。

子ども・子育て支援法施行令の中で、「利用者負担上限額を零とする」と規定されていることで、実質無償化を行うこととされております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 12 番、瀧君。

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江、再質問を行います。

この保育料無償化、10 月とされていますけれども、実施までの日程はどのようにするのか。保育料は規則ですし、ほとんど保育料にかかわる延長保育とか一時預かりとか、いろいろなものの決まりは規則などでされていますので、条例がそういうものに関しては

ほとんどないように思われるので、今なければ9月議会ということでもないとも思います。そういう日程について、10月実施までの日程はどのようになるのかということについて、また給食費の方は条例・規則どちらになるのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 無償化についてのスケジュール的なご質問であったかと思っております。

まず、無償化を実施します関係上、行っていかなければならない事務手続きというのがございます。議員からおっしゃっていただきましたように、条例あるいは規則、そういったものの例規の整備、それから実質事務を行います事務手続きの、例えばシステムの関係であるとか、あと一番大事になってくるものとしまして、利用者でいらっしゃいます住民の皆さんへの周知というようなものやっていかなければならないと考えております。

実は国会の方、5月10日に通ってはおりますけれども、具体的な事務の内容についての説明が、この6月20日に国から厚労省の職員の方が来られて実際の説明を受ける予定となっております。実際に民間保育所等にお支払いをする運営費に当たる給付費の考え方についても、詳細がまだ示されていないような状況になっておりますので、非常に時間が短く、タイトな時間の中でやっていかなければならないということで、関係する市町、もちろん全部の市町ですけれども、いろいろどうしたものかなというような意見も出ているようなところでございます。

ただ、無償化になることということと、給食費の徴収については、この7月号の「広報あいしょう」でお知らせを、まず第1弾で行っていく予定でおります。

また、条例とか規則の改正につきましては、今の現時点では9月議会で上程をさせていただき、ご承認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。来月、参議院選挙などもありまして、まだ消費税増勢が実際あるのかどうなのかということも、まあまあ不透明な状態ではないかというふうには思っているのですが、もし増税が10月を見送られた場合、無償化というものはどういうふうに進んでいくのかというところについては、町段階ではおわかりにならないかと思っておりますけれども、法律というものが決まった限りは10

月からということに、その場合でもなるのかどうなのか、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 国会で法律が通っておりますので、町としましては、それに基づき無償化の準備を進めているところでございます。といったことでご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

2点目として、保育園に子どもが入れない待機児問題は深刻です。愛荘町でも昨年10月に申請した子どもさんでも保育園に入れない事態であるとのことをお聞きしています。無償化で希望者の増加も想定される中、子どもが豊かな保育・幼児教育を受けられる体制を整えることと一体で無償化を進めることが求められます。これについての見解と対策について、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 瀧議員ご質問の「待機児童問題に対する見解と対策を求める」について、お答えをさせていただきます。

今回の幼児教育・保育の無償化に対象は、3歳児以上と3歳児未満児のうち市町村民税非課税世帯となっております。

愛荘町においては、特に待機児童が多い低年齢児については実質無償化の対象とはなっておりませんが、無償化にかかわらず潜在的な保育ニーズはあると考えております。

また、愛荘町における過去10年間の就学前の児童数の推移では、平成26年をピークに年々減少しておりますが、保育所の入所申し込みは横ばいとなっております。このことから、保育に対するニーズが高まってきていることが伺えます。町では、引き続き民間保育所のご協力を得ながら、希望するすべての子どもが幼児教育・保育を受けられるよう取り組んでまいります。

また、先の議会でもご答弁させていただいておりますが、保育ニーズに応えていくための有効な方策でもある「認定こども園」の設置についても、子ども・子育て会議において検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

待機児童もですが、町立の保育園だけでなく民間の保育園も含めると、希望はあるが、

空いているところに入るといふ状態、保護者の方が現在そのようにされたのであれば入れる状態なのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 瀧議員の再質問の「待機児童の子どもについて、どこの園でも入りたいというご希望があれば入れるのであるのかどうか」というようなご質問であったかと思ひます。

現在、4月1日現在にはなるのですけれども、16人の子どもさんが待機をしていただいているという状況でございます。

そのうち、非常に緊迫をします就労されている方については、今現在、待機ではございますけれども、例えばお母さんの職場の託児所、あるいは自営業をされているご家庭でご実家のおじいちゃんおばあちゃんに見ていただいているというように、仕事を辞めなければならないというように保護者の方は現在おられません。

ほかの方について、空いている園をご紹介させていただきましたが、保護者の方のご都合でご辞退されている方につきましても若干名いらっしゃる状態です。そのほか、今求職活動であるとか、就労を予定しているという方につきましても、手立てがなかなか難しい状況になっておりまして、そういった方については現在待機をしていただき、空くのを待っていただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

先ほど答弁で認定こども園のことも、本当にまだまだ将来のことだと思ひますが、そういうようなことも答弁されていたのですけれども、具体的な、これをこうしたらどうだろうかみたいな、そういうところは構想があるのかどうかについて、お願いします。

○議長（竹中秀夫君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 瀧議員の再質問の「認定こども園の構想等があるのかどうか」というようなご質問でございますが、認定こども園の種別としては、いろいろな方法があるというふうに思っております。種別としましては、幼稚園を主体とした認定こども園、それから保育園を主体とした認定子ども園、その両方が同じように保育・教育をするというように連携型の認定こども園というものがございます。どういったものが愛荘町の現状にふさわしいのかということ、先ほどもご答弁させていただき

ました子ども・子育て会議の中で、十分に検討を進めていく必要があると考えておりまして、現在、構想というようなことについては、ご答弁をさせていただくことができませんが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） では次の質問、3点目ということで、保育園の給食費についてどのように考えているのか。町立保育園は条例または要綱で決めるとしても、民間保育園に適用できるのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） つくし保育園長。

○つくし保育園長（小杉久江君） 瀧議員のご質問の「保育園の給食費について、どのように考えているのか」について、お答えいたします。

つくし保育園では、3歳以上児の主食費を既に徴収しているところでございます。今回の制度改正によって、副食費については食材費の実費を徴収することとされています。徴収の金額につきましては、民間保育所や近隣市町の保育所の動向なども配慮しまして、決定しなくてはならないと考えているところでございます。

なお、低所得世帯については、給食費を免除することとなるために、現状より実質的な負担が増加する世帯はないものと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 瀧議員ご質問の「町立保育園は条例または要綱で決めるとしても、民間保育園に適用ができるのか」について、お答えをさせていただきます。

現行制度において、保育所の食材料費の取り扱いは、主食費の実費または保育料の一部として保護者にご負担をいただいているところでございます。

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主食費・副食費ともに施設による実質徴収を基本とすることとされており、保育所において実際にかかった食材料費に応じて、各保育所が直接徴収されることとなっております。そのことから、条例等において民間保育所の食材料費を定めることは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

先の答弁の方で、低所得世帯については給食費を免除することとなるということを言われていましたけれども、階層としてはどうなるのか、どこの階層が免除になるのか、

答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 給食費の免除の対象となる階層でございます。こちらにつきましては、国では年収 360 万円以下という規定を設けておられます。愛荘町の保育所の徴収金額の基準額表でいきますと第 6 階層、保育料で申し上げますと、標準時間が 1 万 6,000 円、保育の短時間が 1 万 5,700 円の階層の方までが、給食費の免除の対象になる階層でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12 番、瀧君。

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江です。それでは、あとにご答弁されたことについて質問します。

今、保育料の階層の表を出して見ているのですが、お話に出しましたけれども、今、町内の子どもたちの保育料は、公立・民間問わずにこの階層で保育料が徴収されていると思います。そうすると、無償化になり給食費は各園で異なる、各園で設定されることになるという答弁でしたので、民間の園との無料化にかかる事務的処理というのはどのようにされるのかということがもうひとつ、今聞いたうえでわからない部分があります。それで、どういうようにされるのかについて、答弁を求めます。

先ほど詳細についてはまだ、6 月 20 日です、その時に国から話があるようなこともありましたが、そこら辺について、私もちょっとお聞きしてわからないので、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 給食の食材買い費につきましては、民間の園は園が独自に徴収をするというような国からの方針が出ております。

ただ、先ほどもご説明させていただきましたとおり、免除される階層の方がございますので、一律に園で徴収していただくというわけにはいかない部分がございます。そういった部分を園の方にどういう形で情報提供していくのかということら辺も含めて、まだ不明な点もございますので、問題としては受け止めてはおりますけれども、具体的にどういうふうに対応していくのかというのがこれから検討といいますか、協議を進めないといけないところだと認識しているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 12 番、瀧君。

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江です。

今お聞きしますと、その部分、本当に煩雑な事務というのか、今の現状でよくわからないまま、だけど、10月には始まるということで、とても事務的な作業が難しくなるような印象を私は受けます。今はみんな一律に、公立も民間の保育園も保育料も同じ条件の人だったら同じ金額を徴収しておられるので、どうなるんだろうなというような素朴な疑問は持ったわけです。それは今ではわからないということなので、また今後にわかった時点で説明はあるかと思いますので、これでこのことについては終わります。

今度は4点目ですが、今年度予算において、つくし保育園のバス借上料等が廃止されたことは、保育料無償化に関係しているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） つくし保育園長。

○つくし保育園長（小杉久江君） 瀧議員のご質問の「つくし保育園のバス借上料等が廃止されたことは、保育料無償化に関係しているのかどうか」について、お答えいたします。

保育料の無償化とは、関係しておりません。

町内立地の幼稚園や民間保育園におけるバス旅行は、保護者会主催事業で実施されており、各ご家庭が参加費の主たる割合をご負担されています。しかし、つくし保育園では大半を町からの補助金で負担している現状があり、同じ町立の幼稚園が全額参加者負担であることに不公平感がありました。

このような不均衡を是正することを目的に、今年度、町立幼稚園と同様に必要な費用を参加者にご負担いただくよう、予算計上を行わず、保護者会主催にてバス遠足を計画していただくこととしていました。

今年度当初には、保護者の方への説明不足により誤解を生じてしまいましたが、現在は保護者会と連携を密にして、秋のバス遠足への準備に協力しているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

このバス借上料等の項目が、平成30年度予算では33万8,000円であったと思いますが、私はこの数字上でしかわかりませんので、こういう文字を見ただけで、今年はなくなっているということだと思ったわけで、その内容、例えば何歳児の子がバスを借りるお金、遠足だということですが、遠足でバスを借りるお金何人分なのか、それと、保護者負担になったということも答弁をされましたけれども、その保護者負担

というのはいくらにされるのかということ等々について、あと、流れ、そういうふうな保護者会さんとかと話もされたと思いますし、説明不足により誤解を生じられたような答弁をお聞きしましたので、そこらは私も数字上だけ知っているだけで、説明をお願いできたらと思います。

○議長（竹中秀夫君） つくし保育園長。

○つくし保育園長（小杉久江君） ただいまの再質問にお答えいたします。

平成30年度は53名の4～5歳の親子を対象で、大型バス3台を借り上げ、岐阜方面にバス遠足に出かけました。参加者は親子100名でした。

バス借上料につきまして、添乗員を含めまして31万7,520円、通行料が3台で2万7,720円の経費が要りました。

負担金としまして、平成28年度より1家族500円を徴収しておりまして、平成29年度は1家族1,000円を徴収するという経緯があります。

今年度につきましては、保護者がアンケートを実施されまして、「バス遠足に行きたい」という過半数がありましたので、バス遠足を実施されることになっています。だいたい見積もりを数社取られたのですけれども、1家族だいたい7,000円余りということで、園だよりで周知をしたところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 2点で最後としたいと思いますが、次の2点のことについては町長にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今の説明をお聞きしておりますと、負担というのは今までもあったわけで、今年度、借上料がなくなったために、1家族7,000円余りの負担になるとお聞きしました。バス借上料の町負担の廃止、これで7,000円の負担を保護者が払うようになる、このような新たな負担を押しつけることは私は問題だと思います。

町長は、つくし保育園の入園式などのあいさつで、子育て支援を進めることを言われています。それなのに後退させる、このような動きは私は問題だと思います。このような負担増は、低所得世帯に重くのしかかります。7,000円とお聞きしましたので、私も今初めて聞いたのですけど、やはり高額だと思います。みんな揃って、お友だち全部揃って遠足に行けなくなるかも知れません。払えないお宅があると、そういうふうになるかも知れません。

ですから、先ほどの答弁で言いますと、幼稚園が全額保護者負担であるから、不幸平

感があるとの答弁でした。ですが、今まで公費で支払っていた部分を保護者負担にするのではなくて、それだったら保育園の保護者負担をなくしてというのはおかしいですが、同じように公費負担をしてあげるほうが、幼稚園の保護者負担も減ってきますし、軽減できますし、その方が不公平感もなくなり、それこそ子育て支援の推進につながると思います。

これが何千万円もかかるとか、何百万円もかかるとか、そういうことではないと思います。つくし保育園のバス借上料を公費で継続して、そして新たに幼稚園もしてあげても、100万円もかからないと思うのです。何十万円で収まると思います。そういうことですので、やはりこのような保護者の負担増を撤回して、バスの借上料の公費負担を継続することを求めますけれども、町長の答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、なぜこの措置が必要であったのかというところはしっかりと園長からお答えを申し上げておまして、本当にそのとおりでございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今、一言で言われましたけれども、私としては納得がいかないので、もう少し町長の思いを詳しく述べていただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 思いというふうにおっしゃっていただくのは、どのあたりのことを求めているのかわかりませんが、やはり不均衡の是正ということが重要であったということは、園長からもご報告申し上げます。すべての部分を行政がお出しできたならば、それは喜んでいただけるのかも知れないのですが、ほかの園の保護者の方々はそうではない、保護者会が主催でやってらっしゃると事業でもございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） わかりました。町長の思いということで、私なりに受け止めておきます。それでもう1つあります。町長に対して答弁いただきたいことがあります。

それは、保育料の無償化の全体としてのことですけれども、保育料が無償化されるにあたって、先ほど前段で申し上げましたように、待機児解消のための認可保育園の整備や保育士の処遇改善の手立てがとられていないことや、また財源問題、公立の保育園の

保育料無償化のために町が全額補てんするとか、そういうことがあります。このような数々の問題点が指摘されていますので、そのような問題解決のための要望を国に対して声をあげていくことを求めます。そして、また6町の町長会や全国町村会の動きについても、答弁を町長に求めますので、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども森課長からのご答弁申し上げておりますとおり、これから厚生労働省の詳細・仔細の部分に関しましては、ご報告に来ていただくということにもなっております。

それぞれ財政の措置がどのようになされているかというところも気になされていらっしゃると思いますけれども、今のところそのような方向で各自治体でもしっかりと保育のサービスが提供できるようにということで事業を進めていくということになっております。それに向けて遅れのないようにしていきたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（竹中秀夫君） ここで、私、議長竹中秀夫でございます。一般質問通告書を提出し、答弁調整をしていただいたことと思いますが、一般質問の取り下げをさせていただきました。以上でございます。

これで一般質問を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（竹中秀夫君） 日程第2、報告第2号 平成30年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、報告第2号を報告させていただきます。議案書1ページをお願いいたします。

報告第2号 平成30年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。2ページをお願いいたします。

一般会計、2款総務費総務管理費、会計年度任用職員対応例規整備支援業務216万円、

3 款民生費社会福祉費、山川原地域総合センター改築事業 2 億 4,702 万 6,000 円、6 款農林水産業費農業費、担い手確保・経営協議支援事業 1,752 万 4,000 円、被災農業者施設等復旧支援事業 1,364 万 3,000 円、8 款土木費道路橋梁費、県単独道路改良地元負担金事業 1,300 万円、10 款教育費教育総務費、秦荘西小学校プールサイド修繕事業 951 万 4,000 円、愛知中学校等大規模増築事業 540 万円の繰越をお願いするものでございます。以上、報告といたします。

○議長（竹中秀夫君） これで報告第 2 号を終わります。

◎報告第 3 号の上程、報告

○議長（竹中秀夫君） 日程第 3、報告第 3 号 平成 30 年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、報告第 3 号を報告させていただきます。議案書 3 ページをお願いいたします。

報告第 3 号 平成 30 年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、事故繰越し繰越計算書を報告するものでございます。4 ページをお願いいたします。

10 款教育費教育総務費、愛知中学校等大規模増築事業 1,833 万 9,000 円の事故繰越しをお願いするものでございます。以上、報告といたします。

○議長（竹中秀夫君） これで報告第 3 号を終わります。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第 4、承認第 1 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書 5 ページでございます。承認第 1 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 31 日付けで次のように専決処分いたしたいので、同条第 3 項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。改正条例説明資料をお願いいたします。

改正理由・要旨につきましては資料の 1 ページから 3 ページ、裏面の 4 ページから 15 ページについては新旧対照表でございます。改正条例説明資料の方で説明をさせていただきます。

まず、1 ページをお開き願います。今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されましたことから、本条例の規定についての所要の改正を行うものでございます。この改正条例の要旨は、1 ページの 1 番から 3 ページの 10 番まで記載しております。主な改正点についてご説明を申し上げます。

まず 1 番の第 34 条の 7、寄附金税額控除の改正内容は、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするというもので、いわゆるふるさと納税に関しての改正で、ふるさと納税の返礼品について、地場産物品等に限ること、および寄附金額に対する返礼比率を 30%以内であることを明示したうえで、総務大臣に対して申請書を提出して、所得税および住民税における寄附金控除を受けることができる地方団体として指定を受けるという改正が行われたものでございます。

なお、3 番の附則第 7 条の 4 と 4 番の附則第 9 条の改正、次ページの 5 番、第 9 条の 2 の改正につきましても、この 1 番の改正に関連して規定の整理でございます。

これら 1 番・3 番・4 番および 5 番の改正の施行日は、平成 31 年 6 月 1 日でございます。

次に、2 番の附則第 7 条の 3 の 2 の改正でございます。これは、本年 10 月 1 日から消費税引き上げ後に居住用住宅を取得した場合における控除期間が拡充されるもので、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月末日までの間に居住開始する住宅についての住宅借入金特別控除の期間を、従前の 10 年から 13 年に拡充されることに伴う所要の改正でございます。この改正の施行日は、本年 4 月 1 日でございます。

2 ページをお願いいたします。7 番、附則第 10 条の 3 第 6 項「新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告」は、法規定の新設にあわせて新設するもので、津波や洪水等の災害に備えて整備される高規格堤防の整備事業実施区域内の家屋の所有者が、事業後に同区域内に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定

資産税の税額を最初の５年度分減額させる措置の適用を受ける場合について規定するものでございます。この改正の施行日は、本年４月１日でございます。

次に３ページの９番・１０番は、附則第１６条「軽自動車税（の種別割）の税率の特例」につきまして、軽自動車税のグリーン化特例について３段階で改正されるもので、第１段階として、重課を平成３１年度に限ったものとし、平成２９年度分の軽課を削除する対応となっています。この改正の施行日は、本年４月１日でございます。

なお、９番・１０番につきまして、今回の改正以外の部分の改正につきましては、本年９月議会の上程を予定しております。

なお、６番・８番につきましては、地方税法等の改正に伴う条項のずれによる改正でございます。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。１３番、辰己 保君。

○１３番（辰己 保君） １３番、辰己です。承認第１号 税条例の一部改正に対して、反対を表明します。

この条例改定には、地方の財源確保のために、ふるさと納税については自治体間の行き過ぎた返礼品の競争を見直す税制上の改定が行われています。また、軽自動車税については、グリーン化特例が電気自動車に限定され、エコカー減税は軽減割合が見直しされ、また廃止の方向に動くことが示されています。

そうした中で、いずれにしても消費税１０％増税を前提にしたものであって、そうした中で結果として逆進性そのものを克服できないということを指摘して、反対党面といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。７番、高橋君。

○７番（高橋正夫君） 承認第１号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、賛成討論を行います。

今回の改正は、地方税法の一部改正により所要の改正が行われるもので、いわゆるふるさと納税において市町村民税の寄付金控除を受けることができる寄付先自治体として国から指定を受けるための手続きに関する改正や、本年１０月１日以降に居住用住宅を取得した場合の住宅借入金特別控除の対象期間を従前の１０年間から１３年間に拡充

する改正、そして津波や洪水などの災害に備えて整備される高規格堤防の整備に伴う固定資産税の減額措置の３点が主要な内容となっています。

とりわけ、住宅借入金特別控除の対象期間の３年間の拡充につきましては、１０月から引き上げられる消費税率の２％分についても、特別控除の対象とするものであり、控除を受ける納税者にとりましては、必要不可欠な改正だと考えます。また、他の文言の修正や条ずれについても、いずれも全国均一の税務行政を推進するための改正であり、今回の愛荘町税条例の一部改正に賛成するものでございます。議員各位におかれまして、改正趣旨にご理解いただき、ご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより承認第１号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、承認第１号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第５、承認第２号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書 11 ページでございます。承認第２号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第２項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 31 日付けで次のように専決処分いたしたいので、同条第３項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。

改正条例説明資料 16 ページをお願いいたします。改正理由・要旨につきましては資

料の 16 ページから 17 ページ、新旧対照表は 18 ページでございます。改正条例説明資料で説明をさせていただきます。16 ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額ならびに 5 割軽減および 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことにより、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第 2 条「課税額」におきまして、国民健康保険の基礎課税額に係る課税限度額について、現行 58 万円から 61 万円に 3 万円引き上げるとともに、第 21 条「国民健康保険税の減額」におきまして、国民健康保険の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を現行 27 万 5,000 円から 28 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乘すべき金額を現行の 50 万円から 51 万円に引き上げるものでございます。

以上、施行日は平成 31 年 4 月 1 日でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。4 月 1 日施行にするために専決処分されて
います。今年度 31 年度はこれでいくということで、それでも各家庭に税額表を発
行するという解釈でいいのですか。

○議長（竹中秀夫君） 税務課長。

○税務課長（北村章夫君） ただいま辰己議員からご質問ありました、この条例の状態
でもって今年度発送する予定かということでございますけれども、その予定で進めさせ
ていただいております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13 番、辰己 保君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。この国保税の改正の専決に対して反対を表
明しておきます。

今、31 年度の税額決定は、こうした軽減措置を講じて各被保険者の世帯に発行す

るということで、その点は問題とするところではありません。ただ、国保制度そのものが、その運用が解決されていないということ、すなわち、今もう大きな問題になってきています。全国知事会や私たちが入る、町長も参加される全国町村会、こうしたところが求めているのは、今1兆円の国の負担というものです。これが実現すれば大幅な軽減が図れるということになってきます。今の課税限度額の引き上げについても、私はそういうところから導かれるものというふうに判断をいたしますし、軽減対策もそうしたところから考えていくべきだと考えています。

こうした視点から見ても、低所得者への軽減措置が結果として2割軽減・5割軽減の人であって、7割軽減の人には該当しないという税条例改正になっています。そうしたところを見れば、結果として一番大変な7割軽減者の低所得者は何の恩恵も受けない改正条例です。ですから、これが引き起こしているのは、消費税10%への影響を考慮した軽減対策であって、実質、先ほども言っていますように消費税増税が逆進性を伴っていると、顕著に表れているというのがこの保険税のところで明確に出ているということを指摘して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、賛成討論を行います。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額ならびに5割軽減および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されるもので、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の引き上げは、高所得世代への応能負担拡大と、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げることについては、低所得世帯に対しての救済措置の拡大ととらえることができます。以上のことから、私は今回の国民健康保険税条例の改正について、賛成するものでございます。議員各位におかれましても、改正趣旨にご理解をいただき、賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第6、承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、説明をさせていただきます。議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月31日付けで次のように専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。別冊の改正条例説明資料にてご説明いたします。19ページをお開きいただきたいと思います。

まず、改正の理由でございますが、今回の改正につきましては、介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、10月以降の消費税増税分を財源に、低所得者の保険料軽減を図るため、所得段階の第1段階から第3段階の保険料につき所要の改正を行うものです。

また、あわせて賦課期日後において第1号被保険者の資格異動があった場合、保険料算定額の取り扱いについて端数処理を100円未満から1円未満に改めるものです。

改正内容としましては、所得の少ない第1号被保険者の第1段階から第3段階までの者に対して、平成31年度および平成32年度の2か年間の保険料を減額賦課するものでございます。

具体的には、第1段階の賦課年額2万9,700円を2万4,750円に、第2段階については4万5,540円を4万1,250円に、第3段階については4万8,840円を4万7,850円に改めるものでございます。

施行期日については、平成31年4月1日でございます。また、経過措置といたしま

して、保険料の減額賦課は平成31年度から適用し、平成30年度以前の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

20ページは新旧対照表となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。今説明の中で、10月に消費税増税分を財源に低所得者の保険料軽減強化を図ると書いてあるので、条例改正は31年と32年度の2か年分の軽減対象を行うと。これの担保がほしいわけで、その質疑を行っているところなんです。

これは基準額に対して減額がされているようなもので、所得の低い人ほど恩恵を受けているという状況が出ています。ですから、先ほどの答弁とは違う。ですから今度は担保をいただきましたということで質問します。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 10月以降の消費税増税分ということでございます。これについては、申し訳ございませんが、政令の中で決められている部分ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認す

ることに決定しました。

ここで、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長を行いますので、よろしくお願いします。

◎議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第 7、議案第 2 1 号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。人権政策課長。

〔人権政策課長 藤井祐司君登壇〕

○人権政策課長（藤井祐司君） それでは、議案書 15 ページをお願いいたします。

議案第 2 1 号 契約の締結につき議決を求めることについて。次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求めます。

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成 3 0 年度工事第 12 号
愛荘町立山川原地域総合センター増改築工事（建築） |
| 2 変更契約の金額 | 変更前の契約金額 2 億 1,351 万 6,000 円
変更後の契約金額 2 億 3,478 万 9,840 円 |
| 3 契約の相手方 | 住所 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 3276 番地
氏名 株式会社ヤマタケ創建 代表取締役 竹井友明 |

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。8 番、外川君。

○8 番（外川善正君） 8 番、外川です。建設工事費の流れというのは、私はあまり得意ではないので、間違っておるかもわかりませんので、最初から謝っておきます。

議案第 2 1 号、ここに書いています変更前の契約金額 2 億 1,351 万 6,000 円、今回これにアスベストの除去費用とか駐車場の段差、側溝の改修とかが入ってきて、そして変更後の契約金額が 2 億 3,478 万 9,840 円となっています。

この議案書 1 枚を見ていたらこんなもんかなと思うのですが、この山川原の地域総合センターの当初計画であげた額は、設計が 800 万円、本体工事が 2 億 5,000 万円、そして備品購入費が 1,000 万円というふうに全員協議会の中でも周知しております。そ

の後、補正予算が2回ほどありましたね。

そこで私が疑問に思ったのは、当初計画があって、今説明された議案第21号の契約金額、これがなぜ当初より落ちているか。そこがちょっとわからないのです。これは30年に始まった工事ですので、それから一連の中でどのように契約金額が推移してきたかというのを教えていただきたい。以上、質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） 本工事の契約の推移につきましては、工事につきましては当初、昨年度の工事を発注した段階において不調になったということで、その段階で一旦、工事の内容について精査をして、再度入札を施行して工事の落札を見たというところで、再度その中で工事の必要な部分について精査をして、そしてまた契約の必要な補正予算等を計上いたしまして工事を進めていったということの中で、今回、当初予測されないような事態が出てきた部分について、再度補正予算をお願いしたという経緯でございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） ということは、私も疑問に思いましたので、全員協議会の資料を見ました。30年3月7日の全協で、先ほど私が話をした額が出ております。そのあと5月25日に同じ金額で全協で説明をしておられます。そしてその時に6,950万円の補正予算を積んでおられます。

その次31年2月15日、予算現額が3億1,950万円というのは、当初の2億5,000万円のところへ6,950万円を足し込んだ額が31年2月15日に3億1,950万円で説明されておられます。その時も800万円の補正予算を積んでおられます。

今、課長が言われた入札がうまくいかなかったというのは、どの時点でいなくて、契約金額を下げた金額、今回の2億1,351万6,000円の額にはならないですね。そこで落としておかないと。その時期と金額を教えてください。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時56分

再開 午後5時01分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤井祐司君） お答え申し上げます。

工事請負費の金額の推移の中で、金額が2億5,000万円から下がったり、また補正をしたりという推移の中のご説明で申し上げますけれども、この改築工事につきましては、工事請負費といたしまして建築部門がヤマタケ建設、また給排水・電気設備工事につきましてはそれぞれ別発注となっておりますので、その中で今回、建築部門のみの工事費といたしまして予算を繰り越し、またその部分につきましては補正予算等をお認めいただいたということで、工事の変更をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 何となくわかりました。

ところが、我々議員にとっては、こういう書き方をされると、本体工事、次の附属する工事、全体をまとめてこのハコモノはいくらというような見方をしてしまうのです。ましてや全協の資料でもこういうふうに書いてあると、なんか辻褄が合わないのではないかと。この2億5,000万円の中には2つ3つの工事があるならば、内訳としてそれを書いておくべき。そうしたら、補正予算でも何を組んでもトータル的に金額は合う。出来たら、次からその時の工事によるのかもわかりませんが、口頭でもいいので、そこら辺の説明はしっかりしていただければありがたいです。これで質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第21号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第 8、議案第 2 2 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第 2 2 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 2 号）をご説明させていただきます。別冊補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 554 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90 億 6,349 万 8,000 円とするものでございます。

事項別明細書で各科目の補正額および主な内容をご説明いたします。6 ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。13 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 13 節介護保険料低所得者軽減対策負担金 224 万 2,000 円の追加は、介護保険料低所得者の軽減に伴う負担金で、補助率は 2 分の 1 でございます。

2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 3 節児童福祉費補助金 959 万 8,000 円の追加は、子ども・子育て支援事業費補助金として保育料無償化事業に伴う事務的経費に伴うものでございます。

16 節プレミアム付商品券事務費補助金 275 万 8,000 円は、国のプレミアム付商品券事業に伴う事務経費、下段の 17 節プレミアム付商品券事業費補助金 1,450 万円は、事業に伴う経費で、いずれも補助率は 10 分の 10 でございます。

3 目衛生費国庫補助金 4 節疾病予防対策事業費等補助金 203 万 5,000 円の追加は、緊急風しん抗体検査等事業補助金で、風しん感染拡大防止のための措置事業として国の 2 分の 1 の補助でございます。

14 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 12 節介護保険料低所得者軽減対策負担金 112 万 1,000 円は、介護保険料低所得者軽減対策事業の増加によるもので、補助率は 4 分の 1 でございます。

次、7 ページをお願いいたします。2 項県補助金 5 目農林水産業費県補助金 2 節農業振興費補助金 248 万 2,000 円のうち、経営体育成支援事業補助金として 229 万 5,000 円

は、強い農業、担い手づくり総合支援事業の増加に伴うもので、2地区への機械補助で補助率は10分の10、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金18万7,000円は、農業用ハウス強靱化緊急対策事業の実施に伴うもので、1地区へのパイプハウスの補助で、補助率は10分の10でございます。

10目教育費県補助金1節学校教育費県補助金6万8,000円は、教育支援体制整備費補助金として教育支援体制整備事業としてポケトーク機器の導入に伴うもので、補助率は3分の2でございます。

17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金1,274万5,000円の追加は、財源調整によるものでございます。

19款諸収入5項雑入5目雑入5節消防費雑入5,800万円は、プレミアム付商品券売却代金として、国のプレミアム付商品券事業に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。続いて歳出でございます。2款総務費1項総務費7目電子計算費13委託料965万円の追加は、保育料無償化事業に係るシステム改修および風しん感染拡大防止のための事業に係るシステム改修の追加でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費3節職員手当等71万5,000円、12節役務費204万3,000円、19節負担金補助及び交付金7,250万円の追加は、国のプレミアム付商品券事業に伴う追加でございます。

10目福祉センター費15節工事請負費324万円の追加は、いきいきセンターのLPガスパルク貯槽が設置から20年が経過したため交換に伴うものでございます。

12目介護保険費28節繰出金526万1,000円は、介護保険事業特別会計事業への繰出金で、介護保険料低所得者軽減対策事業等の追加に伴うものでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費3節職員手当等5万7,000円、4節共済費16万7,000円、7節賃金72万8,000円、11節需用費2万7,000円の追加は、保育料無償化事業に伴う賃金の追加でございます。

5目児童福祉施設費13節委託料119万6,000円は、「秦荘保健センターあいつこ子」特殊建築物の定期調査および設計業務の追加でございます。

次、9ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費12節役務費37万1,000円、13節委託料259万円の追加は、風しん感染拡大防止のための事業の追加によるものでございます。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金370万円は、

経営体育成支援事業補助金では色彩選別機およびトラクター、農業用ハウス強靱化緊急対策事業ではパイプハウスの補強に対する補助金を追加するものでございます。

7 款商工費 1 項商工費 3 目観光費 15 節工事請負費 17 万 9,000 円は、旧近江銀行が国の登録有形文化財に承認されたことに伴う文化財銘板取付工事の追加でございます。

次、10 ページをお願いいたします。10 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費 14 節使用料及び賃借料 11 万円は、教育支援体制整備事業の実施によるポケトーク機器 2 台分の借り上げを追加するものでございます。

3 項中学校費 1 目学校管理費 3 節職員手当 16 万 5,000 円の追加は、臨時講師通勤手当の追加でございます。

4 項幼稚園費 1 目幼稚園費 3 節職員手当等 5 万 1,000 円、賃金 252 万円の追加は、嘱託職員として秦荘幼稚園長の雇用に伴う追加でございます。

5 項社会教育費 7 目図書館費 3 節職員手当等 27 万 9,000 円の追加は、臨時職員通勤手当の追加でございます。

なお、11 ページは一般職の給与費明細書でございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。12 番、瀧君。

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江。反対討論を行います。議案第 22 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 2 号）に対し、反対を表明します。

その理由は、この補正予算の中にプレミアム商品券、保育料無償化など 10 月からの消費税 10%増税をにらんだ事業が含まれていることです。消費税 8%への増税を契機に、実質家計は 25 万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年 10 万円も低下してしまいました。内閣府の発表した景気の悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっています。こんな時に消費税増税はすべきではありません。

補正予算で計上されているプレミアム商品券については、低所得者層には商品券を買う余裕がないでしょう。また、保育料の無償化そのものには反対するものではありませんが、待機児の解消をするための認可保育園の整備、保育士の配置基準や処遇の改善などの課題に真正面から向き合わないなどの問題点があります。また、低所得者

層が恩恵を受けにくい制度になっています。

このようなことから、結局、低所得者層には消費税 10%負担だけが押しつけられることとなります。以上の理由から反対します。そのほかの部分には賛成を表明して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。7 番、高橋君。

○7 番（高橋正夫君） 議案第 22 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 2 号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、消費税率引き上げに伴う消費への影響を緩和するなどを目的として創設されたプレミアム付商品券事業の実施に伴う事務費および事業費、10 月からの保育料無償化事業に対応するための事務費、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が農業経営の発展を目的とした農業用機械の導入への補助金、風しんの拡大感染を防止するための事業に要する事務費の計上となっており、愛荘町民の豊かな生活のための事業展開が期待できるものであります。

今後も最小の経費で最大の効果を得られるよう、さらなる適正な予算執行・予算管理をお願いいたしまして、議員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第 22 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第 22 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決しました。

お諮りします。議事の都合により、6 月 8 日から 6 月 19 日までの 12 日間休会いた

したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、6月8日から6月19日までの12日間休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、6月20日（木）です。当日は午前9時から全員協議会、午前10時から本会議を再開する予定ですから、よろしくお願いをします。

また、議会運営委員会を6月19日（水）午後1時30分から開催しますので、よろしくお願いをします。

大変ご苦勞さんでございました。

延会 午後5時18分